

教育委員会の点検・評価に関する報告書
対象年度 平成 26 年度

守口市教育委員会
平成 27 年 9 月

目次

I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに.....	1
①点検・評価の趣旨	
②点検・評価の対象	
③点検・評価の方法	
④点検・評価の構成	
(2) 守口市教育委員会の組織・構成.....	2
①教育委員名簿	
②教育委員会事務局組織の概要	
(3) 守口市教育委員会の活動状況.....	4
①教育委員会会議の開催状況及び審議案件	
②教育委員の活動状況	
③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信	
(4) 平成26年度の教育委員会の取組み.....	8
教育委員会の決算・予算	
平成26年度 めざす守口の教育（概要）	

II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育分野

【基本方針1】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～.....	14
■学ぶ意欲の向上	■言語活動の充実と言語力の育成
■自学自習力の育成	■支援教育の充実
■幼児教育の充実	

【基本方針2】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～.....	28
■人権教育の充実	■道徳教育の充実
■生徒指導の充実	■キャリア教育の充実

【基本方針 3】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～ 38

■健康・体力づくりの充実

■安全・安心な環境づくりの推進

【基本方針 4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～ 44

■学校経営の改善

■教職員の資質向上・研修の充実

社会教育分野

【基本方針 5】

人・地域がつながる ～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～ 50

■地域ぐるみの活動の推進

■家庭の教育力の向上

■地域社会における人権教育の推進

【基本方針 6】

生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～

■生涯学習の推進

■文化・芸術の振興

..... 60

■スポーツ・レクリエーション活動の推進

I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに

①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 26 条の規定に基づき、毎年、前年度の教育行政の施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成・公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、次年度以降の教育行政に反映させるものです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

②点検・評価の対象

毎年度、「めざす守口の教育」として教育目標・基本方針及び重点項目を策定し、より効率的な教育行政の推進に努めています。本報告書では、平成 26 年度に掲げた主な取組みをもとに、新たに項目立てした教育委員会の取組みを点検・評価の対象としました。

③点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、基本方針に基づく主な施策・事業の内容とともに、進捗状況を明らかにしたうえで、平成 26 年度の事務の管理・執行の状況を 4 段階で評価し、評価の根拠及び今後の方向性を示しました。なお、中長期的な課題については今後の方向性の箇所でも説明しています。また、点検・評価の客観性を高めるため、学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【各評価の目安】

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

【学識経験者】

- ・大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授 島 善信 氏
- ・京都女子大学 発達教育学部 教育学科 教授 岩槻 知也 氏

④点検・評価の構成

点検・評価の構成については、6つの基本方針に分類し、それぞれの重点項目に教育委員会の取組み、評価、評価の根拠、今後の方向性を明記し、説明が必要と思われる用語については、できる限り図表及び注釈を付け掲載しました。

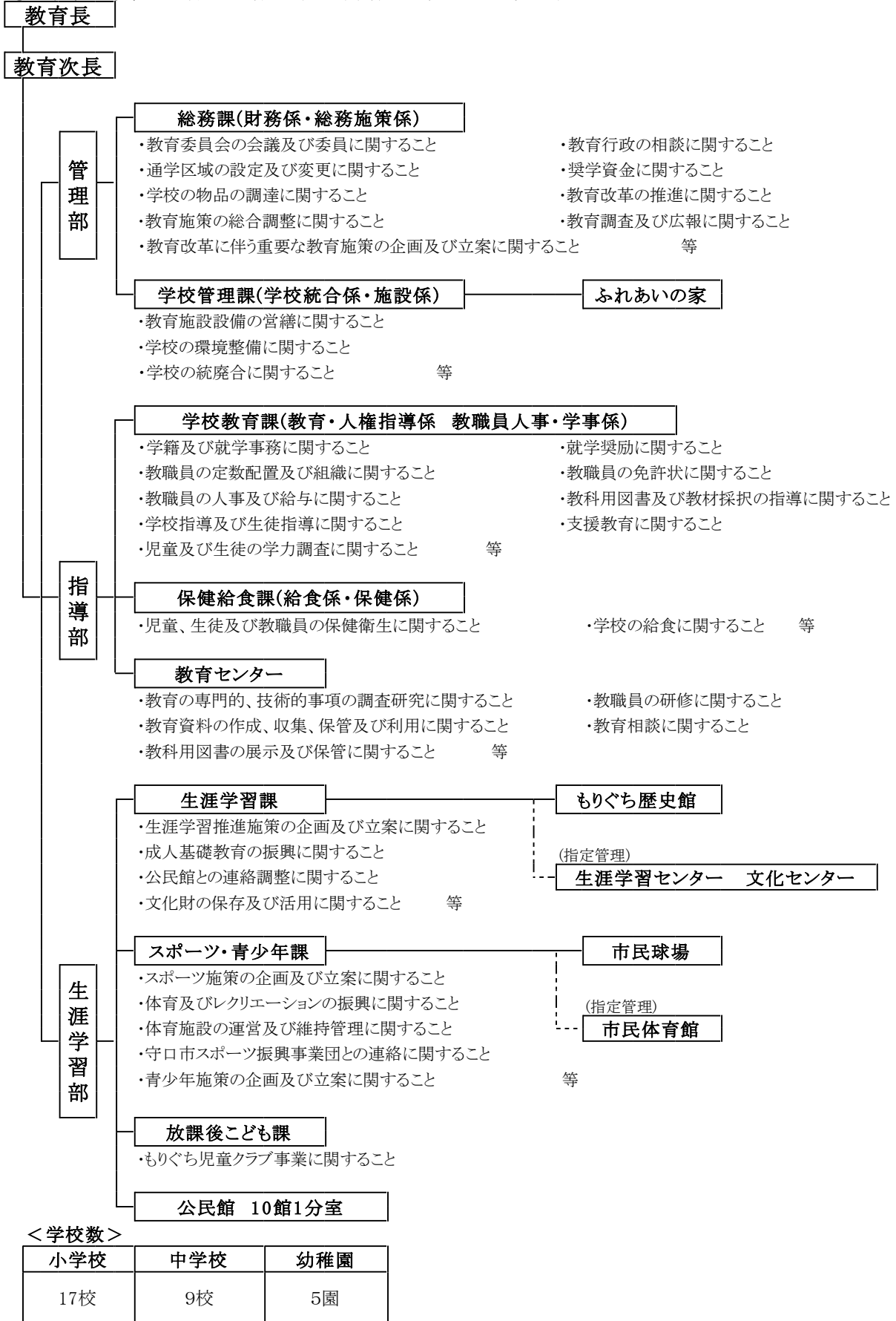
また、基本方針ごとに学識経験者の意見・助言を記載しています。

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿（平成26年度）

職名	氏名	教育委員 就任日
委員長	渡邊 一郎	平成 25 年 8 月 2 日 就任
委員長職務代理者	槇原 恵理子	平成 24 年 7 月 7 日 就任
委員	江端 源治	平成 24 年 3 月 11 日 就任
委員	橋爪 利明	平成 25 年 9 月 9 日 就任
教育長	首藤 修一	平成 23 年 12 月 20 日 就任

② 教育委員会事務局組織の概要(平成26年4月1日現在)



(3) 守口市教育委員会の活動状況

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催しています。平成26年度は合計17回開催しました。

- 定例会・・・・・・・・・・・・・・ 12回
- 臨時会・・・・・・・・・・・・・・ 5回

①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

	開催日 開催会議	審議案件
平成 26 年	4月21日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則案 ・平成26年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱について ・平成27年度使用小学校教科用図書の調査・研究に関する諮問案について ・平成26年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテストへの参加について ・守口市指定有形文化財の指定候補について
	5月19日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見 ・平成27年度使用小学校教科用図書調査員の任命について ・守口市立幼稚園条例の一部を改正する条例案についての意見
	6月2日 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口文化センター条例の一部を改正する条例案についての意見 ・八雲小学校⑤棟校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・寺方小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・東小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・南小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・梶小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・守口市立第二中学校・第四中学校統合校校舎外新築工事請負契約の締結についての意見案 ・平成26年度教育費補正予算についての意見案 ・教職員の処分について
	6月30日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市情報公開条例の施行に関する守口市教育委員会規則の一部を改正する規則案 ・守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案
	7月28日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則案 ・守口市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則案 ・守口市立幼稚園規則案
	8月4日 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度使用守口市立小学校教科用図書の採択について

	8月25日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の点検・評価に関する報告書案について ・守口文化センター条例施行規則の一部を改正する規則案 ・平成26年度教育費補正予算について（報告）
	9月2日 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・さつき小・第三中学校統合校新築工事（第Ⅰ期）請負契約の締結についての意見案 ・平成26年度教育費補正予算案についての意見 ・市長の権限に属する事務の一部を教育委員会が受任することについて ・守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についての意見 ・守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案についての意見 ・守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案についての意見
	9月17日 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市第二中学校・第四中学校統合校校舎外新築工事請負契約の締結についての意見案
	9月22日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度教育委員会表彰について ・平成26年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて
	10月27日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度教育費補正予算案についての意見 ・平成26年度教育委員会表彰について ・守口市教育委員会事務局職員の任命について（報告）
	11月17日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立寺方小学校・南小学校の統合実施計画（案）について ・平成26年度教育費補正予算案についての意見 ・平成27年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について ・平成26年度教育費補正予算案についての意見
	12月22日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市いじめ防止基本方針案についての意見 ・平成27年度全国学力・学習状況調査への参加について
平成27年	1月26日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・樟風中学校に係る土地の取得についての意見案 ・平成26年度教育費繰越予算案についての意見 ・平成27年度教育に関する予算についての意見案 ・守口市いじめ問題対策連絡協議会条例案についての意見 ・守口市立学校いじめ防止対策等審議会条例案についての意見 ・守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案
	2月12日 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例及び特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例案についての意見 ・平成26年度教育費補正予算案についての意見

		<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立学校長等任命の内申案
2月24日	定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立東小学校・大久保小学校の統合実施計画(案)について ・平成27年度「めざす守口の教育」(案)について ・守口市学力向上プラン(案)について ・守口市社会教育委員の委嘱について ・守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の委嘱について
3月24日	定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案 ・守口市指定文化財の新規指定について ・守口市教育委員会事務局職員の人事異動案 ・守口市立小学校長に対する懲戒処分に係る内申について ・守口市立小学校教諭に対する懲戒処分に係る内申について ・学童保育の充実を求める請願書(請願)

※定例会・臨時会では、上記議案の審議以外に必要な応じ協議会・懇談会を開催し、学校教育・社会教育に関する意見交換の場を持っています。

②教育委員の活動状況

出席日	主な出席行事等
4月3日	平成26年度市町村教育委員会委員長・教育長会議
4月5日	市立小学校入学式
4月6日	市立中学校入学式
4月8日	市立さつき小学校開校式
4月10日	市立中学校入学式
4月11日	第54回日本南画院展
4月13日	守口市市長旗野球大会開会式
4月17日	大阪府都市教育長協議会
4月18日	北河内地区教育長協議会
4月24日	近畿都市教育長協議会定期総会
4月27日	守口市こどもまつり
5月11日	第8回 守口市だんじり祭
5月13日	守口地区保護司会総会
5月16日	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会
5月18日	第8回 守口門真わんぱく相撲大会
5月20日	守口地区更生保護女性会総会
5月27日	守口市文化財研究会総会
6月6日	守口市婦人団体連合競技会「第38回婦人スポーツ大会」
6月10日	PTA協議会総会
7月4日	大阪府都市教育長協議会7月定例会
7月8日	北河内地区教育長協議会
7月13・14日	北河内地区教育長協議会管外研修会
7月31日	社会教育委員会議
8月17日	守口市中学生スポーツ大会
8月22日	大阪府都市教育長協議会 夏期研修会及び定例会
8月27日	教育フォーラム
9月14日	第58回守口市美術展覧会
9月16日	臨時市町村教育委員会教育長協議会
10月2日	大阪府都市教育長協議会役員会・10月定例会
10月17日	守口市戦没者追悼式
10月18日	読書感想文発表会
10月23・24日	近畿都市教育長協議会研究協議会
10月29日	守口市小学校音楽会
11月1日	守口市市民一般表彰・教育表彰式
11月2日	市民まつり

11月5日	大阪府市町村教育委員研修会
11月6日	守口市PTA研究大会 全体会
11月8日	守口市中学生スピーチコンテスト
11月11日	大阪府都市教育長協議会秋季研修会
11月21日	大阪府都市教育長協議会予算要望説明会懇談会
11月25日	とうこう幼稚園創立50周年記念式典
11月29日	錦小学校創立50周年記念式典
12月1日	臨時北河内地区教育長協議会
12月3日	大阪府文化財臨時評議員会
12月6日	人権週間記念事業「ヒューマンライツ・フェスティバル2014」
12月7日	守口市こども会駅伝競走大会
1月9日	大阪府都市教育長協議会定例会
1月12日	守口市成人式
1月13日	守口市婦人団体連合協議会
1月22日	花園守口ふるさと村運営連絡会議
1月26日	守口市文化財保護審議会
1月27日	社会教育委員会議
2月2日	北河内地区教育長協議会・北河内地区人事協議会
2月4日	守口市婦人団体連合協議会結成55周年記念式典
2月7日	第40回PTAと教職員の集い
2月16日	市町村教育委員会教育長・学校教育指導主幹部課長会議 北河内地区教育長協議会・北河内地区人事協議会
2月20日	大阪総合保育大学協定書調印式
3月14日	市立中学校卒業式
3月18日	市立小学校卒業式
3月20日	市立幼稚園修了式
3月26日	地区運営委員会会議・守口市青少年育成指導員連絡協議会

※上記以外にも、各種団体によるスポーツ大会や出前授業・表彰式・授業参観・公開授業研究会へ参加しています。

また、守口市立学校園の現状把握等のため、学校訪問・視察を随時実施しています。

③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校園の情報等を市民に提供するため、平成20年1月に開設した教育委員会ホームページを活用し、教育委員会会議録、教育委員会の基本方針、学校園の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

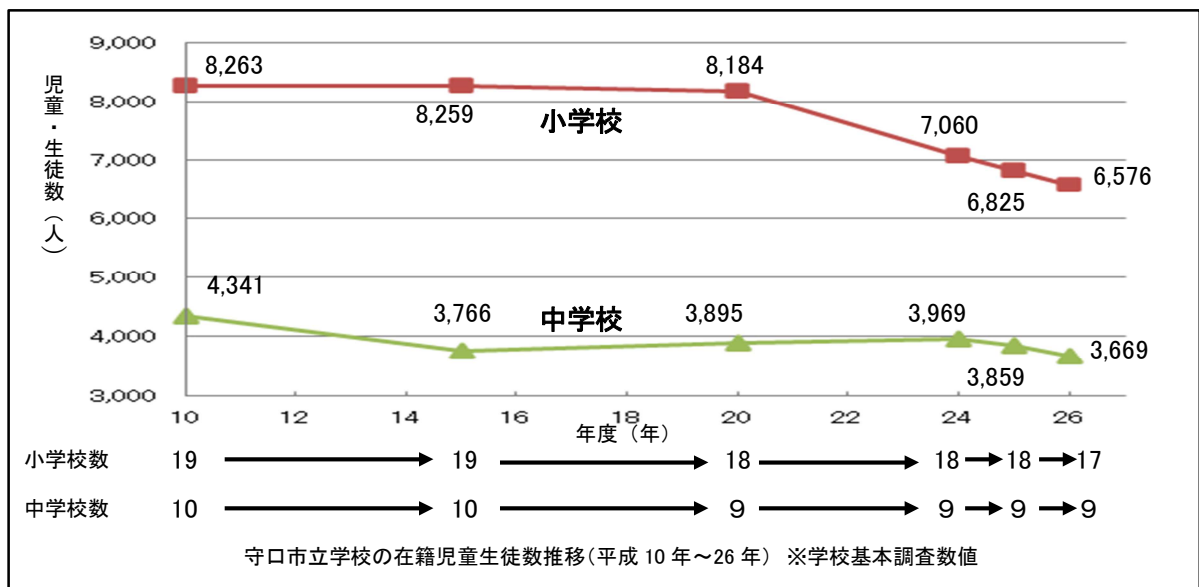
(4) 平成 26 年度の教育委員会の取組み

教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育のそれぞれの目標を挙げ、守口の教育を高める努力をしています。

【教育環境の充実】

子どもたちの安全・安心な教育環境を整えるため、平成 26 年度に寺方小学校をはじめ4校、11 棟の耐震補強工事を実施いたしました。この結果、学校施設の耐震化率は「66.7%」から平成 26 年度末には「84.8%」の達成率となりました。平成 28 年度末に、本市の耐震補強工事計画の 100%達成を目指して取組みをすすめます。

また、下図に示すように、児童生徒数の減少がすすんでいることから、平成 24 年度から「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づく学校統合をすすめており、平成 26 年度に第二中学校と第四中学校を統合した樟風中学校の新築工事を実施し、平成 27 年4月に開校しました。また、さつき小中一貫校の新築工事も実施しており、平成 28 年4月の開校を予定しています。平成 27 年度以降につきましても、寺方小学校と南小学校及び東小学校と大久保小学校の統合に向けて、学校・保護者・地域の方々とともに取り組んでいます。



【教育内容の充実】

全中学校区での小中一貫教育の導入にあたり、9年間の子ども達の学びと育ちを支える体制の充実を図るため、「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」をテーマに守口市教育フォーラムを開催するとともに、ICT教育を効果的に運用するための教育情報化コーディネーターの派遣や、読書活動の充実及び学校図書館の整備を目的とした学校司書を配置するなど、教育活動の充実に努めています。

また、いじめの防止等の対策は、すべての子どもが安心して楽しく学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが起らない環境をつくり出すことが肝要であることから、平成 27 年2月に「守口市いじめ防止基本方針」を策定し、市としてのいじめに対する総合的な方針を明らかにするとともに、関係諸機関と連携した対策が講じられる体制整備に努めたところです。

さらに、「望ましい食習慣の形成」や「食に関する知識の習得・食を選択する力の育成」等を図り、成長期の子どもに対する「食育」を積極的にすすめられるよう、「守口市中学校給食実施方針」に基づき、デリバリー方式による選択制の中学校給食を6校で実施し、平成 28 年度には、全中学校での実施に向けすすめていきます。

平成 26 年度の新たな取組みとして、市立中学校生徒を対象に連携大学である大阪国際大学による「英語の学習機会提供事業」を実施し、英語を活用したコミュニケーション能力の育成に取り組ましました。

【社会教育の充実】

団体や市民の自発的な生涯学習活動に対する支援として、「生涯学習援助基金助成金制度」事業の継続実施や、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づき、公民館で絵本の読み聞かせボランティアの養成講座を実施し、受講者が保育所や児童クラブ等で開催される「おはなし会」に出向き、実践的に活躍できるよう支援するとともに、子どもたちが本にふれあう機会を増やし、家庭内における読書の普及・啓発に努めています。

また、平成 27 年度からの実施に向けて、自宅のパソコンや外出先のスマートフォンなどから、市内 13ヶ所の図書室の蔵書検索や予約が可能となる新たな図書サービスのシステムを導入しました。

さらに、平成 13 年に市が寄贈を受けた「中西家文書」の市指定文化財登録や、市民の文化財への愛護意識を高めるため、文化財や歴史講座の開催、さらには文化財の魅力や情報発信として「文化財マップ」や「ぶらり歩きマップ」の作成・配付にも努めています。

スポーツ・レクリエーション活動においては、生涯スポーツの促進を目的として、ニュースポーツの指導者育成講座の開催や、高齢者や障がい者(児)が参加できるスポーツ大会等の開催に努めています。

平成 26 年度の重要主要施策（教育分野のみ抜粋）

項目	事業名
	事業内容
教育条件の整備	食物アレルギー緊急対応講習会の開催 教授等の講師を招き、全教職員を対象に食物アレルギーの一般知識とエピペン注射の実践に関する講習を実施する。
	学校園の校務業務の委託等 1. 臨時職員の雇用 2. 校務業務の委託 3. 文書連絡業務の委託
	小学校校舎棟耐震診断及び実施設計業務委託 小学校校舎棟について、耐震補強工事に向けた耐震診断、総合判定及び実施設計業務の委託（三郷小3棟、橋波小3棟）を行う。
	小学校校舎棟耐震補強工事等 1. 小学校校舎棟の耐震補強工事、老朽化改修工事及び太陽光パネル設置工事を実施（梶小1棟） 2. 仮設校舎使用料 3. 現在の校舎、仮設校舎間の引越し 4. 耐震補強工事の監理業務の委託
	小中一貫校開校に向けた施設整備等 小中一貫校の開校に向けた校舎の解体及び解体工事の施工監理業務を委託する。
	第二中・第四中学校統合校開校に係る準備 第二中・第四中学校統合校の開校に向け、施設整備等とともに備品の購入など各種の準備を行う。
	教育内容の充実
	連携による中学生への学習機会提供事業 大阪国際大学との連携により、本市中学生に英語学習の機会を提供する。
	健康教育の推進
	中学校給食運営事業 1. 食堂改良工事（第一、庭窪、八雲、大久保、錦中学校） 2. 給食業務の委託（第一、庭窪、八雲、大久保、錦中学校） 3. 消耗品、備品、システム使用料（第一、庭窪、八雲、大久保、錦中学校、二中四中統合校）
生涯学習推進体制の充実	
文化センター及び生涯学習情報センターの外壁改修 文化センター及び生涯学習情報センターの外壁の全面改修を実施する。 エフエムもりぐちのサテライトスタジオの設置 守口文化センター1階にエフエムもりぐちのサテライトスタジオを設置する。	

教育委員会の決算・予算

一般会計における過去5年間の決算・予算の総額と教育費の割合の推移

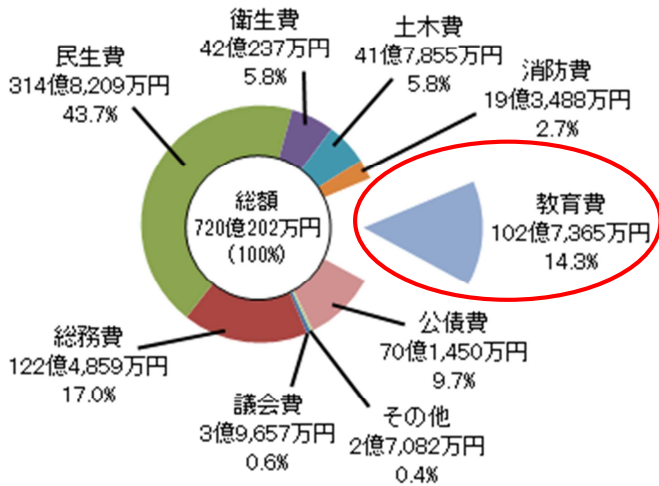
(平成22年度～平成25年度は決算額、平成26年度は予算額)

	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(予算)※1
教育費	46億1,556万円	54億4,819万円	56億7,516万円	104億1,916万円	102億7,365万円
教育費以外※2	494億7,458万円	469億2,028万円	516億1,061万円	488億8,614万円	617億2,837万円
総額	540億9,014万円	523億6,847万円	572億8,577万円	593億530万円	720億202万円

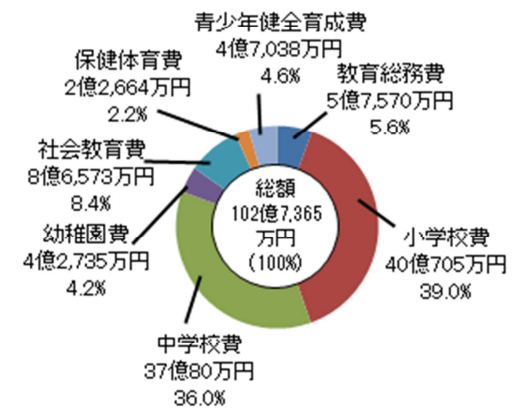
※1 平成26年度は補正後の予算額

※2 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、公債費、その他の合計額

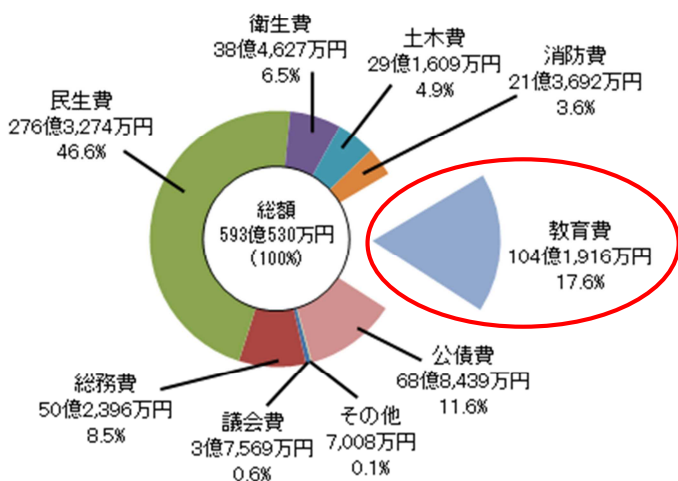
平成26年度一般会計予算の目的別内訳



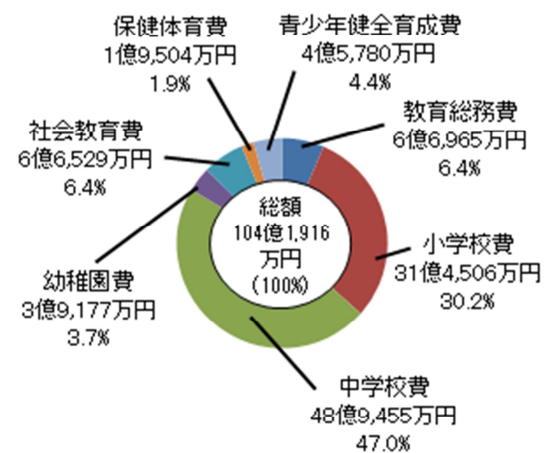
平成26年度教育費予算の目的別内訳



平成25年度一般会計決算の目的別内訳



平成25年度教育費決算の目的別内訳



『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、 国際化社会で主体的に行動する人の育成』

育ちを支える教育コミュニティづくり

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

基本方針1 学力を伸ばす

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 学ぶ意欲の向上 | 4 支援教育の充実 |
| 2 言語活動の充実と言語力の育成 | 5 幼児教育の充実 |
| 3 自学自習力の育成 | |

基本方針2 心を育てる

- | | |
|-----------|-------------|
| 6 人権教育の充実 | 8 生徒指導の充実 |
| 7 道徳教育の充実 | 9 キャリア教育の充実 |

基本方針3 命を守る

- | | |
|----------------|-------------------|
| 10 健康・体力づくりの充実 | 11 安全・安心な環境づくりの推進 |
|----------------|-------------------|

基本方針4 学校力を高める

- | | |
|------------|-------------------|
| 12 学校経営の改善 | 13 教職員の資質向上・研修の充実 |
|------------|-------------------|

基本方針5 人・地域がつながる

- | |
|--------------------|
| 14 地域ぐるみの活動の推進 |
| 15 家庭の教育力の向上 |
| 16 地域社会における人権教育の推進 |

基本方針6 生涯学べる社会をつくる

- | |
|-----------------------|
| 17 生涯学習の推進 |
| 18 文化・芸術の振興 |
| 19 スポーツ・レクリエーション活動の推進 |

学校
園

家庭
地域

育ちを支える教育コミュニティづくり

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 1</p>	<p>学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～</p>
<p>方針目標</p>	<p>小・中学校においては、すべての児童・生徒に社会の一員として必要とされる資質を養うため「確かな学力」の定着をめざします。そのため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成をすすめます。また、学習意欲を高めるために、個に応じた指導方法の工夫・改善をすすめるとともに、学習規律の育成を図ります。</p>
<p>重点項目</p>	<p>1. 学ぶ意欲の向上 15</p> <p>2. 言語活動の充実と言語力の育成 19</p> <p>3. 自学自習力の育成 21</p> <p>4. 支援教育の充実 23</p> <p>5. 幼児教育の充実 25</p>

重点項目 1	担当課
1. 学ぶ意欲の向上	学校教育課 教育センター
目標	
<p>学力・学習状況調査等の結果を分析・活用して学習状況を把握するとともに、その成果と課題を明確にしながら、授業・指導方法の工夫・改善に取り組みます。また、日々の授業の中で児童・生徒の学習状況を適切に評価し、指導の改善に生かします。その際、ICT 機器（※1）の効果的な活用や具体物を用いた活動、観察・実験活動を取り入れ、児童・生徒が主体的に学ぶ授業づくりをすすめます。</p> <p>そのため、学力向上推進教員（※2）を中心とした校内体制を有効に機能させ、校内会議や授業研究会等を計画的に実施します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>1 学力向上に向けた取組み</p> <p>各校で学力向上プランを作成するにあたり、具体的な取組みや評価の妥当性・信頼性を高める方策を示すとともに、作成された内容、実施結果について情報共有を行う。また、学力向上推進教員会議を年3回開催し、各校の実践を情報交換することで、学力向上に向けた校内会議の充実を図る。</p>	○
<p>2 学習意欲を高める授業づくり</p> <p>児童・生徒が主体的に学習に取り組む「学習規律」の確立・育成に向けた取組みをすすめる。その一環として、全校にある ICT 機器の効果的な活用及び、児童・生徒の情報活用能力の育成のため、ICT 研究指定校によるタブレット等を活用した取組みの研究と他校への情報発信を行う。また、小中学校に ICT 支援員（※3）を配置し、授業支援や実技研修などを行う。</p>	○
<p>3 授業の工夫・改善</p> <p>「大阪の授業スタンダード（※4）」の内容に沿い、校内授業研究会を実施するとともに、その充実を図るため、府教育委員会とも連携し、学校訪問等を通じて指導助言を行う。また、少人数・習熟度別指導を効果的に行い、授業のユニバーサルデザイン（※5）化をすすめるため、授業構成の工夫を行える授業改善研修に取り組む。</p>	○
<p>4 指導方法の工夫・改善</p> <p>小中学校での学習の系統性を踏まえ、9年間の学びをつなぐ授業づくりに向け、全中学校区で実施される合同授業研究会に指導主事が参加し、子どもの学びの課程に視点をおいた指導助言を行う。また、各校で研究テーマ（図表参考）に沿った校内授業研究会を計画的に実施することで、校内体制を有効に機能させ、指導方法の工夫・改善を図る。</p>	○
<p>5 中学校夜間学級の充実</p> <p>多様な学びへの対応が行えるよう、指導主事による訪問により指導・助言を行い、少人数学級の導入、生徒個々に応じた教材の作成などができるようにする。</p>	○

評価の根拠

○の根拠について

1	全小中学校において学力向上委員会などを開催し、R-PDCA サイクル ^(※6) による「学力向上プラン」を作成し、具体的な取組みを行った。また、市教育委員会主催で、各校に在籍する学力向上推進教員による会議を年3回開催し、各校における学力向上プランの実施状況を情報交換し、校内会議等の充実を図ることで、学力向上に向けた取組みがすすんだ。
2	ICT 支援員7名を配置し支援を行い、ICT 教育・情報モラル教育研修を開催するとともに、守口市 ICT 教育フォーラムで ICT 研究指定校の実践発表を行った。さらに、活用事例集を守口市立小中学校の全教職員に配付するとともに、研修等で活用した。授業において画像や動画で視覚的な理解を促したり、電子黒板等を使った発表活動を取り入れる等、ICT 機器を効果的に活用を図ることで、児童・生徒の情報活用能力の育成を行い、学習意欲の向上・学習規律の確立・育成に効果があった。
3	授業のユニバーサルデザイン化をすすめるため、市教育委員会として年間計画に沿い外部講師を招へいし、授業改善研修に取り組むとともに、習熟度に差がある科目については、少人数での指導を行うことで、授業工夫・改善を行った。
4	全中学校区で、9年間の学びを意識した合同授業研究会を実施し、「守口市小中一貫教育推進のてびき」(平成 25 年4月)を活用することにより、小中学校間における教員の共通理解を図ることで、中学校区で行われている小中一貫教育を充実させ、9年間の連続的な指導方法の工夫を行った。
5	生徒の実態や習熟の程度に応じて少人数学級を行い、個々の学習状況に応じた指導が行われており、外国籍の生徒への日本語指導の充実も図った。

今後の方向性

◆学力学習状況調査の結果などを踏まえ、各校での学力向上委員会等による R-PDCA サイクルの確実な実施により、各校の実情に見合った「学力向上プラン」の策定を行う。また、学力向上推進教員会議の計画的・継続的開催により、その内容や実施結果の情報共有を行うとともに、各種研究会・研修会の創意工夫により、教職員の知識（資質）をより一層高め、授業・指導方法の改善に取り組み、児童生徒の学ぶ意欲の向上に努める。

その取組みの一つとして、ICT 機器の効果的な活用を図りつつ、ICT 研究指定校によるタブレット PC の活用結果を踏まえ、各校への整備を目指すとともに、ICT 支援員のさらなる活用を図る。

図表及び注釈

2. 学習意欲を高める授業づくりに関する参考図表 (ICT活用状況アンケート結果)

	授業などでICT機器を	ICTを活用した授業は楽しい
平成26年度	70%	92%
平成25年度	64%	87%
平成24年度	56%	85%

5. 中学校夜間学級の充実に関する参考図表(それぞれ5月1日現在)(単位:人)

	生徒数	うち	
		日本国籍	外国籍
平成26年度	109	35	74
平成25年度	115	39	76
平成24年度	106	38	68

※1【ICT機器】:電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと(ICTは、Information and Communication Technologyの略)。

※2【学力向上推進教員】:学力向上へ向けた取組みについて、各学校の中心的な役割を担う教員。

※3【ICT支援員】:ICT支援員:ICT機器を効果的に活用し、「わかりやすい授業」を実現するため、授業準備・操作補助等を行って教員のICT活用を支援する人のこと。そのほかに、校務支援、デジタルコンテンツ作成や機器メンテナンス、HP作成・更新等を行う。

※4【大阪の授業スタンダード】:子ども主体の授業づくりのポイントをまとめた冊子(大阪府教育センター発行)

※5【授業のユニバーサルデザイン】:授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての子どもが、楽しく「分かる・できる」授業づくり。

※6【R-PDCAサイクル】:Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善)のサイクルで、業務改善を行うシステムに、Research(調査・研究)を加えたもの。





学校における ICT 機器の活用例

重点項目 2	担当課
2. 言語活動の充実と言語力の育成	学校教育課 教育センター
目標	
<p>校内の言語環境を整え、すべての教育活動において、思考力・判断力・表現力を育む観点から、「読む力」「書く力」「伝え合う力」等の言語活動の充実と言語力の育成を図ります。また、学校図書館（※7）の整備・開放等に積極的に努め、使いやすい環境整備を行い、読書好きの子どもを増やすとともに読書習慣の定着を図ります。学習活動においても、調べ学習や読書の時間などを通じて学校図書館を活用し、読書に親しむ取組みをすすめます。</p> <p>また、小学校・中学校を通じて英語に慣れ親しむ機会を持ち、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成をめざします。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>6 言語活動の充実と言語力の育成</p> <p>研修会、計画訪問等を通じ、すべての授業において「読む」、「書く」、「伝え合う」活動を設定することを指導し、児童・生徒の言語力育成を図り、文書表現能力と論理的な思考力や判断力を育成する。また、ペア学習やグループ学習を行い、表現し、発表することのできる総合的な言語力の育成を図っていく。</p>	○
<p>7 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備</p> <p>中学校区に1名の学校司書（※8）を配置し、児童生徒のニーズに応じた図書を配置するなど、子どもたちにとって利用しやすくなるよう環境整備を行う。また、「読書週間」の取組みの充実を図るとともに、児童・生徒における図書委員会活動の活性化を図り、魅力的な学校図書館に向け、休み時間・放課後開放などを行う。また、教育委員会主催で読書感想文コンクールを実施する。</p>	○
<p>8 英語でコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成</p> <p>中学校に5名のAET（※9）を学期ごとの輪番によって派遣するとともに、全小学校に外国語活動支援員（※10）を配置する。また、年2回の全小中学校の外国語担当教員会議を開催し、各校における取組みの共有を図り、英語教育でのコミュニケーション活動の充実を図る。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
6	言語力の育成に向け、各校のすべての授業において、子どもが意識的に書く活動や、ペア学習等の伝え合う活動の設定により、言語活動の充実を図った。
7	全中学校区に学校司書を配置することにより、学校司書や読書ボランティアと教員が連携しながら、各小中学校で学校図書館の開放や環境整備がすすめられた。蔵書についても予算を確保し、児童生徒のニーズにあった図書を学校で購入した。また、読書感想文コンクールに5,557点の応募があり、昨年度より小中学校ともに応募率が上がった。

8

教員とAET及び外国語活動支援員による指導体制により、小中学校においてコミュニケーション活動を軸とした英語、外国語活動の授業をすすめた。

今後の方向性

◆教職員研修の開催や校内授業研究会において、具体的な言語活動の例を示しながら指導助言を行い、教職員の指導力の向上と授業方法の充実を図り、児童生徒の言語力の育成に努める。また、学校司書や学校支援ボランティア（※11）と教職員が連携し、学校図書館の開放や環境整備、蔵書の充実に取り組み、魅力的な図書館を創出することにより、読書習慣の定着を目指すとともに、英語指導助手や外国語活動支援員の配置による、小中学校における英語教育でのコミュニケーション活動の充実を図る。

図表及び注釈

7. 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備に関する参考図表

(単位：%)

読書感想文コンクール応募割合〔全校〕	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	52.0	49.6	51.9
中学校	58.9	59.6	60.3

(全児童・生徒のうち、応募した児童・生徒の割合)

※7【学校図書館】：学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第2条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。

※8【学校司書】：平成26年から市費により各中学校区に1名配置。教職員と連携し、学校図書室の図書の管理や図書室の飾りつけなど、魅力的な図書館づくりを目指している。

※9【AET】：Assistant English Teacher の略。本市では中学校の英語科授業等で補助的な役割を担う外国人講師のこと。

※10【外国語活動支援員】：小学校の外国語活動で補助的な役割を担う英語が堪能な日本人の支援員。

※11【学校支援ボランティア】：学校支援コーディネーター（※12）が窓口となり、学校のニーズに応じた協力を頂いている地域の方々であり、花壇等の環境整備、本の読み聞かせ、登下校の安全見守りなどに協力していただいている。

※12【学校支援コーディネーター】：各中学校区に配置され、学校とボランティアの連絡・調整を行い、学校のニーズに応じて学校支援ボランティアを派遣する。

重点項目 3	担当課	
3. 自学自習力の育成	学校教育課 教育センター	
目標		
<p>家庭での生活・学習や読書の習慣を確立するため、家庭への働きかけとともに、宿題や「自主学習ノート（※13）」など家庭学習課題の工夫を行います。</p> <p>また、家庭へは学習を支える規則正しい生活習慣についても働きかけ、学校では、放課後学習教室において自学自習力の育成や学習のつまずきの解消を図ります。</p>		
教育委員会の取組み		評価
<p>9 生活習慣・学習習慣の改善</p> <p>自学自習力の育成に向け、まずは「早寝・早起き・朝ごはん」の推奨等を行う。また、学習習慣・読書習慣をつけるため、教育センターホームページに掲載している、「読書カード」や「もりぐちっ子応援プラン（※14）」の活用をすすめるするとともに、学習支援サポーター（※15）などによる放課後学習教室を実施し、家庭学習習慣の確立に向けた支援を行う。</p>		○
<p>10 自学自習力の育成</p> <p>「家庭学習リーフレット」等を活用しながら、子どもが自主的に家庭学習を行えるよう、児童生徒の発達段階に応じた家庭学習課題の工夫をすすめるよう学校を指導・支援していく。</p>		△
評価の根拠		
○の根拠について		
9	<p>家庭・地域と連携しながら、生活習慣の改善に努めるとともに、学習支援サポーターを派遣し、放課後学習教室を充実させるなど、予習・復習時間の確保や学習のつまずきの解消を行ったが、自主的に家庭で授業の復習などに取り組む子どもの割合は中学校において減少した。また、家庭学習をまったくしない児童・生徒の割合が増加している。</p>	
△の根拠について		
10	<p>市教育委員会が発行した「家庭学習リーフレット」等を活用することで、家庭学習を働きかけた。また、家庭学習課題の与え方について、学校全体で検討することにより、小・中学校ともに毎日宿題をするなど家庭学習に取り組む子どもの割合が平成 25 年度より増加した。</p>	

今後の方向性

- ◆小学5・6年生及び中学1年生を対象に、年3回の家庭学習にかかるアンケート調査などを実施することにより、発達段階に応じた家庭学習課題に工夫を凝らすとともに、中学1年生への家庭学習冊子の配付や、各中学校区フォーラムの実施及びリーフレット等を活用し、家庭学習の重要性を家庭や地域に促していく。また、学習支援サポーターや全中学校に配置した市費加配教員等により、放課後学習の充実を図りつつ、児童生徒が自ら学習に取り組む姿勢を育んでいく。

図表及び注釈

9. 生活習慣・学習習慣の改善に関する参考図表

全国学力・学習状況調査 アンケート結果(抜粋)※〔 〕内は平成25年度比		
	小学校	中学校
毎日宿題をする	86.7% [0.5%増]	56.7% [3.1%増]
授業の復習をする	12.5% [0.2%増]	10.2% [0.3%減]
まったくしない	9.0% [1.2%増]	13.7% [2.5%増]

学習支援サポーターを活用した放課後学習教室年間実施回数		
	小学校	中学校
平成26年度	393回	264回
平成25年度	458回	291回
平成24年度	517回	453回

放課後学習教室では、教職員、学習支援サポーター、学校支援ボランティアにより、児童・生徒が補充学習や家庭学習に取り組む支援を行っています。

※13【自主学習ノート】：興味や関心のあることについての調べ学習や予習・復習等、自分で学習内容を決めて取り組む家庭学習用のノート。

※14【もりぐちっ子応援プラン】：守口市教育センターホームページに掲載。「自主学習のヒントメニュー」や「学習計画カード」などをダウンロードして活用できる。

※15【学習支援サポーター】：児童生徒の学習意欲と学力の向上を図ることを目的に、守口市立小・中学校の放課後学習教室や授業などで学習支援を行うサポーター。

重点項目 4	担当課
4. 支援教育の充実	学校教育課
目標	
<p>発達障がい（※16）を含めた障がいのある子どもたちが、その可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるようにきめ細かな教育を推進します。その際、中学校区での連携強化、障がいのある子どもたちの様々な課題に対応できるよう教職員の資質向上を図ります。また、支援を要する子どもへの効果的な指導をすすめるために、ケース会議等の指導体制を確立し、指導内容・方法については共通理解のもと、「ともに学び、ともに育つ」という視点に立ち、全教職員が一体となって支援教育をすすめます。</p>	
教育委員会の取組み	目標
<p>11 校内支援体制の確立 障がいのある児童生徒については、保護者の参画をもとに個別の教育支援計画（※17）及び個別の指導計画（※18）を作成、活用を行い、それぞれの障がい種別に応じた指導方法を行うため、支援教育コーディネーター（※19）を中心とした校内体制を確立するよう学校を指導・支援していく。</p>	○
<p>12 効果的な支援を展開できる教職員の資質向上 支援教育コーディネーターや支援学級担任等を対象とした研修の開催や支援教育冊子を教職員へ配付とともに、リーディングスタッフ（※20）等による巡回相談（※21）を実施し、個別の児童生徒に対する支援についての助言を行う。</p>	○
<p>13 効果的な指導の推進 学校における支援教育の充実を図るため、通常の学級に在籍する配慮を要する児童生徒に対しては、円滑に学校生活を送れるよう、特別支援教育支援員（※22）を配置し、単独で行動するのが困難な児童生徒に対してはスクールヘルパー（※23）を派遣する。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
11	支援学級に在籍するすべての児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用をすすめた。また、全小中学校に支援教育コーディネーターを配置し、定期的な会議を持ちながら、校内体制による支援を行うことができた。
12	年8回の教職員等を対象とした研修を実施するとともに、支援教育冊子を活用した校内研修が実施され、教職員の支援教育への理解を深めることができた。また、リーディングスタッフ等による巡回相談を幼稚園2回、小学校21回、中学校8回実施し、専門的な助言・支援により、適切な声かけや教職員の支援役割の明確化など、個別の児童生徒に対する指導の改善が行われた。
13	多くの学校において、特別支援教育支援員を活用した校内体制によって支援が行われるとともに、スクールヘルパーを派遣することにより、単独で行動が困難な児童生徒が学校行事等に円滑に参加することができた。

今後の方向性

- ◆支援教育コーディネーターや支援教育担当、学級担任のニーズに合わせ、障がい種別に応じた具体的な支援方法や環境整備等の研修を実施し、資質向上を図ることにより、校内体制のさらなる充実に取り組んでいく。また、障がいの有無を問わず、配慮を要する児童生徒については、個別の教育支援計画及び指導計画を作成することにより、個々に応じた適切な対応を行うとともに、特別支援教育支援員の配置や、スクールヘルパーの派遣を行うことで、円滑な学校生活を送ることができる支援体制を整備する。

図表及び注釈

☆支援学級について

	小学校				中学校			
	支援学級数 (クラス)	割合 (%)	在籍数 (人)	割合 (%)	支援学級数 (クラス)	割合 (%)	在籍数 (人)	割合 (%)
平成 26 年度	64	22.9	281	4.3	30	21.9	104	2.8
平成 25 年度	60	20.8	265	3.9	27	19.4	101	2.6
平成 24 年度	53	18.8	238	3.4	22	16.4	98	2.5

それぞれ 5 月 1 日現在（学校基本調査調べ）

- ※16【発達障がい】：自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等の総称。発達障がいのある子どもは、円滑な対人関係をもつことや、周囲の状況を察知することが苦手で、あつれきを生じやすく、また、その原因を個人の性格やしつけの問題と誤解されがちで、生活上さまざまな困難がある。
- ※17【個別の教育支援計画】：子どもにかかわる支援者が、情報を共有し、長期的な観点から、支援の目標や内容を明確にするもの。
- ※18【個別の指導計画】：校内における個別の児童・生徒に応じた指導計画。
- ※19【支援教育コーディネーター】：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。
- ※20【リーディングスタッフ】：支援教育の研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員。
- ※21【巡回相談】：指導主事やリーディングスタッフ、大学教授等により、障がいのある幼児・児童・生徒の指導方法について、各学校園を訪問して、管理職や担任または保護者に助言を行う。
- ※22【特別支援教育支援員】：平成 20 年度から市費によって配置し、支援学級に通っていないが、発達障がいのある児童・生徒を対象として、学校生活上の介助や学習支援を行う。
- ※23【スクールヘルパー】：平成 11 年度から市費によって派遣し、単独での行動が困難な児童・生徒を対象として、学校行事等において付き添いを行う。

重点項目 5	担当課	
5. 幼児教育の充実	学校教育課	
目標		
<p>幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要なものです。幼児期から青年期へと続く子どもの発達を見通し「幼稚園教育要領」及び守口市「公立幼稚園の運営に係る基本方針」に基づき公立幼稚園教育の充実を図ります。</p>		
教育委員会の取組み		評価
<p>14 幼・小・中連携の推進 幼児教育と義務教育の円滑な接続を図るため、給食交流や中学生の職場体験などで、幼児と児童・生徒の交流機会を増やす。</p>		○
<p>15 幼稚園教諭の指導力向上 教職員を対象とした研修を年4回実施するとともに、すべての幼稚園の園内研修に指導主事を派遣し、保育内容を把握するとともに、指導方法や保育の展開についての指導助言を行う。</p>		○
評価の根拠		
○の根拠について		
14	各幼稚園において、合同避難訓練や学校行事への参加、給食交流などによる小学校12校との連携とともに、職場体験の受入れによる中学校8校との連携を行った。	
15	園長会を通じて事前にニーズ調査を行い、子ども理解や実技研修等を年4回開催した研修に全教職員が参加するとともに、各園において園内研修3回、障がい児研修2回、人間関係研修3回の研修が実施され、指導方法の改善が行われた。	



給食交流の様子

今後の方向性

◆幼児教育が「教育の基礎を培う」という重要性に鑑み、教職員などのニーズに見合った研修、園内研修を実施し、教職員の資質をより一層高めることにより、指導力の向上を図るとともに、幼・小・中学校の連携状況を十分に把握し、必要に応じた学校園への働きかけを行っていく。

図表及び注釈

14. 幼・小・中連携の推進に関する参考図表

小・中学校との交流回数	
幼稚園と小学校	幼稚園と中学校
19回	12回



中学生の職場体験の様子

《学校教育分野 基本方針1に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇基礎的な知識・理解・技能を活用した思考力や表現力、問題解決力などの知的能力だけでなく、人間性や社会性、自己開発力も合わせた総合的な人間力を育成する課題は、学校教育の中心課題としてますます重要になってきている。こうした観点からの授業力の向上が求められている。特にこれからの授業改善が、アクティブ・ラーニングをキーワードとしてすすめていくことが予想される現状をふまえて、教育委員会としてその課題の改善に対し、より明確に方向付けることが求められる。

- ◇学ぶ意欲の向上もこの観点から整理されるべきである。

- ◇自学自習力（生涯にわたって学び続ける力の基礎）の向上をめざす、生活習慣の改善と家庭学習運動の展開については、単に、「家庭学習リーフレット」の普及・活用の拡充にとどまることなく、授業改善と関連づけ、個々の子どもの家庭・学習環境の改善と関連づけた全体的な取り組みとして展開されるよう期待する。特に学力下位層に対しては、できるだけ学校における支援機能を充実する必要があるのではないか。

- ◇支援教育施策については、支援学級だけでなくすべての支援を要する子どもについて立案され、学校の教育活動に役立つものとなるよう求めたい。特に通常の学級に在籍する支援を要する子どもへの個別アプローチが教育効果を上げるような学校支援が求められている。

- ◇幼児教育については、認定こども園が子育て支援センターとしてどのような役割を果たすかとの問題意識が必要である。

- ◇新設される小・中一貫校においても、中学校夜間学級のより一層の充実を図ることが重要である。

- ◇学校図書館の充実を図るためには、全ての学校における学校司書の配置と潤沢な図書費が必要不可欠である。

<p style="text-align: center;">学校教育 基本方針 2</p>	<p style="text-align: center;">心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～</p>
<p style="text-align: center;">方針目標</p>	<p>すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。</p> <p>この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめます。</p>
<p style="text-align: center;">重点項目</p>	<p>6. 人権教育の充実 29</p> <p>7. 道徳教育の充実 31</p> <p>8. 生徒指導の充実 33</p> <p>9. キャリア教育の充実 35</p>

重点項目 6	担当課
6. 人権教育の充実	学校教育課
目標	
<p>子どもたちが望ましい人間関係を築いて充実した生活が送れるよう、ありのままの自分を肯定的に認めること、自分らしさが好きになること、身近な人間関係の中で自分を価値ある存在と考えること、他の人を信頼することなどを培うため、「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みを充実させます。</p> <p>また、一人ひとりが互いに尊重し豊かな社会生活を送るため、あらゆる偏見や差別をなくすよう、すべての教科・領域等を含めた日々の教育活動の中で、一人ひとりの子どもを大切にし、学校園の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実を図ります。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>16 人権意識の醸成と教職員の指導力の向上</p> <p>「守口市人権教育基本計画」及び「人権教育推進プラン」に基づき、各小中学校において人権教育の系統的な指導計画を作成し、指導方法を工夫しながら、各校の実態に応じた人権教育を推進する。また、個別的な人権課題をテーマとした教職員対象の研修と保護者、市民対象の研修をそれぞれ年4回開催する。</p>	○
<p>17 在日外国人教育の推進</p> <p>在日外国人児童生徒のアイデンティティの育成に寄与するため、小・中学校で実施される民族学級^(※24)等の活動に講師を派遣するとともに、日本語の理解が困難な児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう自立支援通訳を派遣する。</p>	○
<p>18 人権侵害事象とセクシュアル・ハラスメントの防止</p> <p>人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応ができるよう相談窓口の設置と周知とともに、セクシュアル・ハラスメント防止を含む、各校で実施される校内研修に指導主事を派遣する。</p>	○
<p>19 児童虐待への対応</p> <p>虐待の未然防止のための教職員研修を行う。また、虐待の疑いのある場合、学校及び関係諸機関との連携を密にして、スクールカウンセラー等も活用しながら、その情報を把握、共有し、迅速に対応するとともに、児童・生徒のケアを行えるようにしていく。</p>	○

評価の根拠

〇の根拠について

16	全小中学校において人権教育の系統的な指導計画を作成し、さまざまな人権課題 ^(※25) について重点指導月間などを設け、人権教育を推進した。また、全小中学校において、「いじめ・体罰」「人間関係づくり」「同和問題」「男女平等」「障がい者理解」「在日外国人・国際理解」等の「人権教育の校内研修を実施し、教職員の人権意識の向上と指導方法の工夫改善を図った。
17	11校で設置している民族学級において、派遣講師及び府費民族講師の活用を行い、市及び地域行事への参加も行いながら活動の充実を図った。また、日本語の理解が困難な児童生徒6名が、中国語とタガログ語の派遣通訳の支援によって円滑な学校生活を送ることができた。
18	全小中学校において相談窓口を設置し、ポスターの掲示等により児童生徒への周知を行った。また、全小中学校においては府作成の冊子等を活用しながら、セクシュアル・ハラスメント防止等の校内研修を実施した。セクシュアルハラスメントについての事案発生の報告はなかった。
19	学校で行われるケース会議や研修会へ指導主事が参加し、指導助言を行うとともに、守口市児童虐待防止地域協議会等、関係機関と情報共有を行った結果、子どもを中心とした対応ができた。

今後の方向性

◆学校訪問等により、各校の実態に応じた実践的取組みの情報収集と共有化を図るとともに、ニーズに即した研修を実施することにより、教職員の人権意識の醸成と授業・指導方法の充実を図る。また、児童生徒が相談しやすい環境を整えるために、教職員対象のカウンセリング研修の開催や、相談窓口の設置などを行うとともに、情報の把握と共有化、関係諸機関との連携等により、人権侵害事象への迅速かつ適切な対応に努める。

図表及び注釈

19. 児童虐待への対応に関する参考図表

学校による児童虐待通告件数（単位：件）		
	小学校	中学校
平成26年度	11	7
平成25年度	5	7
平成24年度	14	7

※24【民族学級】：11小中学校に設置。放課後等に、児童・生徒がルーツを持つ外国の言語や文化等の学習を行っている。平成26年度の参加児童・生徒は64人であり、韓国・朝鮮や中国のほか、様々な外国にルーツを持つ児童・生徒の参加も増加してきている。

※25【さまざまな人権課題】：「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害等の個別的な人権課題。

重点項目 7	担当課
7. 道徳教育の充実	学校教育課
目標	
<p>豊かな人間性を育むために、社会生活のルールはもとより正義感・倫理観、自らを律し人を思いやる心、郷土や国を愛する心等を身につける取組みをすすめます。また、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成を図ります。そのため、道徳の時間の工夫・改善をすすめ、教育活動全体を通しての道徳教育と、自然体験・ボランティア活動等の社会体験や郷土の文化伝統に親しむ活動を充実します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>20 道徳教育の推進 道徳教育推進教師(※26)を中心に各校が作成する道徳教育の全体計画及び年間指導計画が学習指導要領で示されている指導内容が適切に計画されているかの確認を行い、各校において道徳教育推進教師を位置づけ、学校の道徳教育を推進するための校内体制を確立し、創意工夫のある授業が行われるよう指導主事による指導助言を行う。</p>	○
<p>21 学校・家庭・地域との連携等の充実 府の「豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業」を活用し、読み物教材(※27)を活用した道徳の時間の指導方法及び家庭・地域との連携等の充実を図る。また、市教育課程研究協議会において「道徳の時間」の校内授業研究を公開する。</p>	○
<p>22 環境教育、郷土の伝統・文化に関する教育の推進 環境教育や郷土の伝統・文化に関する教育について出前授業を実施する際の知識・技能を持つ人材を紹介、活用できるようにする。また、継続して「わたしたちの守口」「中学校歴史資料集～郷土・守口の歴史～」を配付し活用するなど、地域についての理解を深める授業が展開されるよう指導する。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
20	全小中学校において道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成とともに道徳教育推進教師を位置づけ、魅力的な読み物教材を活用し、児童生徒が道徳的価値観について意見交流を図りながら、自分の考えを深めていけるよう創意工夫のある授業づくりを行いながら、教育活動全体を通して道徳教育を推進した。
21	府の「豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業」を受け、平成25年度からの3年間で全中学校区の指定を計画しており、平成26年度までに5校区の指定を行い、各中学校区において教職員を対象に、道徳の時間の中学校区合同授業研究会、保護者及び地域の方々参加した道徳教育公開講座を開催することにより、家庭・地域との連携をすすめることができた。
22	企業の出前授業を活用した環境教育や、地域の伝統文化に造詣の深い方を講師として招き授業を開催するなど、各校で特色ある取組みを実施した。

今後の方向性

- ◆各校の道徳教育推進教師を対象とした会議を招集し、各校での取組み状況の共有化を行うとともに、研修を通じた教職員の資質向上を図り、道徳教育を推進するための校内体制の確立に努める。また、大阪府の「豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業」などを活用し、道徳の時間の指導方法や家庭・地域との連携等の充実を図ることにより、道徳教育の充実に取り組んでいく。

図表及び注釈

- ※26【道徳教育推進教師】：道徳教育の推進を主に担当する教師として平成21年度より置く。小中学校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校を中心となって道徳教育を推進、充実する教員。
- ※27【読み物教材】：大阪府教育委員会作成「夢や志をはぐくむ教育」や文部科学省作成「私たちの道徳」等。



重点項目 8	担当課
8. 生徒指導の充実	学校教育課 教育センター
目標	
<p>いじめ・不登校（※28）をはじめとする生徒指導上の様々な課題解決のため、生徒指導主事等を中心とした校内体制を有効に機能させ、日頃より子ども理解に努めながら、学校いじめ防止基本方針（※29）等に基づく取組みをすすめます。</p> <p>その際、中学校区内での連携強化、スクールソーシャルワーカー（※30）・スクールカウンセラー（※31）や外部機関の効果的かつ組織的な活用を行い、総合的に課題をとらえ、未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制を充実します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
23 不登校対策の推進 月毎に不登校児童生徒の状況把握を行い、スクールカウンセラーの活用を行い、各校個別のケース会議へスクールソーシャルワーカーの派遣を行うなど、福祉部局と連携しながら、不登校状況の改善に努める。	△
24 いじめの未然防止・早期発見 各校で学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等にかかる具体的な取組みを行うよう指導し、毎月の生徒指導担当者の会議に出席し指導助言を行う。また、いじめホットライン等の相談窓口をカード配付により児童生徒への周知を行うとともに、問題行動の重篤度に応じた対応マニュアルの作成や守口市いじめ防止基本方針の策定を行い、いじめ防止等にかかる連絡協議会及び審議会を設置する。	×
25 児童会・生徒会等の活性化 子どもたちが主体となる活動を行うため、児童会・生徒会の自治的活動の推進や、市の生徒会交流会の活性化を支援する。また、取組みについて、守口市教育フォーラムで地域等へ情報を発信する。	○
26 生徒指導体制の充実 関係諸機関と連携しながら、薬物乱用防止教室や非行防止教室、情報モラル教育等の出前授業を実施するとともに、「もりぐち携帯3か条」（※32）に基づき学校への携帯電話等の持ち込みを原則禁止とする取組みを継続する。	○
評価の根拠	
○の根拠について	
25	小中一貫教育の中、児童会・生徒会が共同で取組みが行えた。生徒会交流会が行われ、府主催の生徒会サミットにも参加し、守口市が議長を務めた。さらに、守口市教育フォーラムでは、主体的な発表の場として取り組んだ。
26	全小中学校において、関係機関と連携した非行防止にかかる出前教室を開催するとともに、携帯電話等の持ち込みを原則禁止する対応が行われた。

△の根拠について

23

各校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、小学校6校、中学校5校では定期的に、小学校11校、中学校4校では必要に応じて、5中学校区では小中合同でのケース会議を開催しながら、家庭訪問や校内適応指導教室等の取組みをすすめているが、不登校児童生徒数が増加した。

×の根拠について

24

学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等にかかる具体的な取組みを計画的・組織的にすすめた。しかしながら、前年度から継続していた重篤ないじめ問題が発覚したことを受け、市として問題行動の重篤度に応じた対応マニュアルの作成や市いじめ防止基本方針の策定を行い、いじめ防止等にかかる連絡協議会及び審議会を設置した。

今後の方向性

◆いじめや不登校などの生徒指導上の課題解決のため、学校及び生徒指導担当者会、また、関係諸機関との連携を図りながら、校内外の体制の確立に努めるとともに、問題行動の未然防止などに向けた児童会・生徒会の自発的活動を促す。また、市・学校いじめ防止基本方針に基づき、守口市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関及び団体との連携を図るとともに、いじめホットライン等の相談窓口の周知に努める。

図表及び注釈

23. 不登校対策の推進に関する参考図表（不登校児童・生徒数）

☆生徒指導事案の発生状況

	小学校	中学校
平成26年度	37名	156名
平成25年度	30名	136名
平成24年度	17名	130名

	小学校（件）	中学校（件）
対教師暴力	11	15
生徒間暴力	12	93
窃盗行為	41	74
不良行為	12	75

※28【不登校】：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。

※29【学校いじめ防止基本方針】：いじめ防止対策推進法を受け、学校が実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。

※30【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童・生徒に関する状況把握をし、ケース会議等により見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

※31【スクールカウンセラー】：全中学校区に1名配置され、児童・生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。

※32【もりぐち携帯3か条】：平成21年1月、守口市教育委員会・守口市小中学校生活指導研究協議会・守口市PTA協議会・守口警察署により作成。内容は①学校には持って行かない行かない②家庭でルールを決めましょう③フィルタリングを徹底しよう の3か条。

重点項目 9	担当課
9. キャリア教育の充実	学校教育課
目的	
<p>すべての子どもたちが、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢やあこがれを抱き、志をもって主体的に自らの人生を切り拓いていくために必要な力や意欲を養うキャリア教育を推進します。すべての教育活動において、中学校区としてのキャリア教育（※33）の視点を持ち、発達段階に応じた系統的な計画のもと、一貫した指導を展開します。</p>	
教育委員会の取組み	目標
<p>27 キャリア教育の充実</p> <p>各学校のキャリア教育担当者を対象とした研修を実施し、各中学校区において大阪府教育委員会発行の資料を活用し、キャリア教育全体計画の作成に向けた取組みをすすめながら、発達段階に応じたキャリア教育を推進する。また、児童・生徒が主体的に自分の進路を選択する能力・態度を育成するため、進路情報について、学校と連絡を密に行いながら情報提供を行う。</p>	◎
評価の根拠	
◎の根拠について	
27	<p>各校においては、キャリア教育の視点をもって、小学校では職場訪問、中学校では職場体験を含め教育活動全体の取組みの系統的な計画の作成をすすめ、計画に基づいて実施した。また、年13回開催された中学校進路指導委員会に参加し、情報共有並びに「進路のてびき」を守口市進路指導委員会が作成し、各中学校において進路情報の収集や提供などに活用した。</p>

今後の方向性

◆各校のキャリア教育担当者への研修を行い、各中学校区におけるキャリア教育全体計画の作成に向けた指導助言を行い、発達段階に応じた職場訪問、職場体験を含めた系統的な計画のもと、一貫した指導を展開する。また、進路指導にあたっては、大阪府の動向に注視しつつ、中学校進路指導委員会に参加するなど、最新の進路情報を速やかに提供することにより、学校・生徒・保護者が安心して主体的に進路決定ができるよう努める。

図表及び注釈

※33 【キャリア教育】：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。



《学校教育分野 基本方針2に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇各学校では人間性や社会性の育成、自己開発力の向上に関する課題は、授業はもとより道徳や特別活動など、学校教育全体の中において追求されている。様々な人権課題についても道徳の時間を中心に位置づけられ展開されている。各学校におけるその現状と課題について明らかにすることが求められる。
- ◇生徒指導については、問題行動事案の現状と課題の分析が不十分ではないか。また、いじめ、不登校、子ども虐待など様々な個別課題について現状分析をふまえた課題提示を具体的に行うことが求められる。
- ◇キャリア教育について、職場体験と中学校進路指導に限定するのではなく、将来の生き方に関わるさらに広い観点からの記述が求められる。
- ◇差別事象が後を絶たない状況のもとで、公立学校において「民族学級」が存在することは極めて重要である。この取り組みをさらに充実させるとともに、この存在を広く社会にも知らしめていく必要がある。
- ◇道徳の特別教科化に至った経緯を踏まえれば、「道徳教育推進教師」にかかる期待には大きいものがある。このような教職員に必要な資質や専門性等に関する十分な議論を尽くす必要がある。
- ◇不登校児童・生徒数の増加に関する要因分析は、学校教育側の問題にも焦点を当てるなど、多面的に丁寧に行う必要がある。
- ◇いじめは、教員を始めとする大人には隠れて行われるため、その発見は極めて困難だと思われる。児童生徒が発するサインを真っ先に感知する最前線の担任教員だけが問題を抱え込むのではなく、当該教員を学校でサポートし、学校全体で迅速に情報共有及び具体的な対応を行うシステムを作るべきである。

<p style="text-align: center;">学校教育 基本方針 3</p>	<p style="text-align: center;">命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～</p>
<p style="text-align: center;">方針目標</p>	<p>子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されています。また、学校園の内外における事故や事件、災害や不審者等から子どもの安全を確保することが重要な課題となっています。中学校区で連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組みをすすめ、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。</p>
<p style="text-align: center;">重点項目</p>	<p>10. 健康・体力づくりの充実 39</p> <p>11. 安全・安心な環境づくりの推進 41</p>

重点項目 10	担当課	
10. 健康・体力づくりの充実	学校教育課 保健給食課	
目標		
<p>子どもの体力・運動能力の改善を図るために、体育科授業における系統的な指導とともに、外遊びの充実など運動の機会を増やし、学校園の教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上に努めます。また、食習慣・運動習慣など生活習慣の改善については、家庭・地域と連携し、子どもたちの健康と体力づくりをすすめます。</p>		
教育委員会の取組み		評価
<p>28 体力・運動能力、運動習慣の向上 各校で体力向上プランを策定し、体力向上を目指した具体的な取組みを推進する。武道が必修化されていることから、指導等における安全確保を徹底する。また、人材バンク等の外部人材を活用しながら部活動指導の充実を図る。</p>		○
<p>29 食育の推進と食物アレルギーへの対応 食に関する全体計画を作成し、指導目標を明確にして取組みをすすめるとともに、学校と連絡を密に行い除去食を含めたアレルギー対応の徹底を図る。</p>		○
<p>30 感染症等の予防・対応の確立 関係機関と連携を図りつつ、インフルエンザ様疾患やノロウイルス等の感染症の防止のため、予防の指導を徹底するとともに、食中毒の発生を防止するため、食品の衛生管理体制を徹底し、未然防止に努める。</p>		○
評価の根拠		
○の根拠について		
28	全小中学校でR-PDCAサイクルによる「体力向上プラン」が作成され、授業及び授業以外の時間における具体的な取組みが行われた。武道については、その実施状況を把握し、研修会の周知を行った。また、全中学校において外部人材の活用による部活動の活性化が図られた。	
29	全小中学校で食に関する全体計画、全小学校で年間指導計画が作成され、各校の目標に向けた食に関する指導がすすめられた。さらに、より一層適切なアレルギー対応が行えるよう、アレルギーに関する基礎知識、学校給食での食物アレルギー対応、緊急時の対応についてまとめた「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を作成した。また、除去食については、保護者・学校とも連携し、「除去食指示書」により、適切に対応した。	
30	インフルエンザ様疾患やノロウイルス等の感染予防のため、基本となる正しい手洗い、うがいを徹底するとともに、感染拡大の防止について周知した。また、食中毒の発生を防止するため、食品の衛生管理について徹底した。さらに、ノロウイルス等の感染症により学級閉鎖など多数の欠席者が出た場合には、保健所と連携し、学校内の消毒を行うなど、感染の拡大を防いだ。	

今後の方向性

- ◆守口市教育研究会体育部会、学校栄養部会や養護部会等との連携を図りながら、各校で作成する「体力向上プラン」や「食に関する全体計画」、「食に関する年間指導計画」に基づき、指導方法の創意工夫を図るとともに、「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用した研修の実施、学校・保護者と連携した除去食や感染症等の予防の適切な対応に努める。

図表及び注釈

28. 体力・運動能力、運動習慣の向上に関する参考図表

部活動外部団体系人材活用状況
活用時間：4,868 時間
活用したクラブ：テニス・バスケットボール・バドミントン・バレーボール・野球・ソフトボール・水泳・サッカー

29. 食育の推進と食物アレルギーへの対応に関する参考図表

小学校における除去食対応状況

(単位：人)

年度	アレルギー除去人数			牛乳を 飲まない人
	1年生	2年～6年 生	計	
平成 26 年度	36	146	182	46
平成 25 年度	34	130	164	50

※中学校給食では、選択制のデリバリー方式のため、除去食対応を行っていません。



重点項目 11	担当課	
11. 安全・安心な環境づくりの推進	学校教育課 保健給食課 総務課	
目標		
災害及び万が一の事件・事故に対応できるよう、学校の危機管理体制を充実します。学校の内外を問わず子どもの安全を確保するため、学校園の安全管理体制を確立するとともに、保護者や地域、関係諸団体の協力を得て、地域と一体となった取組みを行います。		
教育委員会の取組み		評価
31 学校の危機管理体制の充実 各学校で「防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」を作成し、緊急時における対応を示すとともに、児童・生徒への防災教育を推進し、避難訓練を実施するとともに、地域の協力を得ながら登下校時の児童の見守りを行う。また、不審者の情報提供があった際には、市内保育園・幼稚園・小中学校への注意喚起を行う。		○
32 学校園の安全管理体制の確立 警察との連携による小学1年生と4年生を対象とした交通安全教室を実施するとともに、消防署との連携による幼稚園、小中学校の教職員を対象とした救急救命法実技講習会を開催する。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
31	全小中学校で「防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」が作成され、授業時間以外にも、休み時間や下校時等を想定した避難訓練を実施することで、防災教育がより一層すすめられた。また、消防署との連携による救急救命実技講習会を2回開催するとともに、小学校3校において救急救命の出張授業を実施した。	
32	全小学校で警察との連携による1年生では歩行、4年生では自転車の交通安全教室が実施された。また、学校安全対策事業 ^(※34) や放課後下校時警備配置業務 ^(※35) 、ミマモルメ ^(※36) 、地域の協力を得た登下校の見守りにより、見守り活動中の不審者等による被害はなかった。	
今後の方向性		
◆有事の際、全校で迅速かつ適切に対応できるよう、防災マニュアル等の継続的な検証・改善を行うとともに、避難訓練などを通じた児童生徒への防災教育の推進に努めるなど、危機管理体制の充実に取り組んでいく。また、消防署や警察署等の関係機関と連携した児童生徒への出前授業や教職員への救急救命法実技講習会の開催などを行うとともに、地域の協力を得るなど、登下校時の児童の安全対策の充実に努める。		

図表及び注釈

31. 学校の危機管理体制の充実にに関する参考図表 不審者情報提供状況

	小学校 (件)	中学校 (件)
平成 26 年度	47	19
平成 25 年度	30	24
平成 24 年度	32	16

32. 学校園の安全管理体制の確立に関する参考図表 交通安全教室実施状況 (小学校のみ実施)

	春の歩行訓練教室	秋の自転車安全走行教室
平成 24 年度	18 校	18 校
平成 25 年度	18 校	18 校
平成 26 年度	17 校	17 校

※34【学校安全対策事業】: 全小学校にて実施。下校時における校門付近の安全を確保するため、有人による警備を行っている。

※35【放課後下校時警備配置業務】: 各小学校区における下校時の交差点付近の交通誘導を行い、児童の安全を確保する。

※36【ミマモルメ】: 全小学校にて希望者が加入できる民間のサービス。児童の登下校時間や、緊急メールを保護者へ配信する。



交通安全教室の様子

《学校教育分野 基本方針 3に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇健康・体力づくりの充実については、「からだ」と「こころ」と「あたま」を育てることは三位一体であるという観点が必要である。単に運動能力、身体機能が向上するかどうかだけでなく、障がいの有無にかかわらず、個々の子どもが自分自身で体をコントロールできる力、身体機能を最大限に発揮できる力を育成するという観点を大切にすべきである。
- ◇食の安全、個々のニーズに応じた食教育の推進が求められている。
- ◇安全・安心な教育環境づくりとしての危機対応は、ますます学校教育の重要な課題となっている。各学校の備えが十分に実効あるものとなるよう、引き続き努力する必要がある。
- ◇身体面の健康と精神面の健康を分けて考えることは難しいのかもしれないが、もう少し精神面の健康にも留意した取り組みが必要で、その際には、養護教諭の役割が極めて重要となる。

<p style="text-align: center;">学校教育 基本方針 4</p>	<p style="text-align: center;">学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～</p>
<p style="text-align: center;">方針目標</p>	<p>学校園は、家庭や地域と連携した教育活動をすすめるために学校を公開し、学校評価や学校評議員制度を活用して、保護者をはじめとする地域住民に広く意見を求め、学校経営に反映します。校園長は、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめるとともに、教職員の資質の向上に努め、学校力を高めます。</p>
<p style="text-align: center;">重点項目</p>	<p>12. 学校経営の改善 45</p> <p>13. 教職員の資質向上・研修の充実 47</p>

重点項目 12	担当課
12. 学校経営の改善	学校教育課 総務課
目標	
<p>校園長は「めざす守口の教育」に沿い、中学校区教育の視点をもって、教育目標や経営方針及び学力向上等の個別課題に対する明確なビジョンと具体的方策を「学校教育計画」に明記します。それらを、教職員のみならず家庭・地域にホームページを活用して積極的に示し、その実現に向け家庭・地域と連携し、より具体的な学校経営を展開していきます。また、成果と課題、課題解決の方策を明らかにし、R-PDCA サイクルにより学校経営の改善に取り組みます。</p>	
教育委員会の取組み	評価
33 校園長の指導力の向上 校長会を開催し、学校教育の推進にかかる留意点、事象への迅速な対応等を指示伝達するとともに、管理職が各校での課題や成果などを共有する場での指導助言を行う。	○
34 家庭・地域との連携 保護者・地域等へ、学校便りやホームページ等による学校情報の発信等を行いながら、学校支援地域本部等を活用し連携を図っていく。	○
35 学校園の組織力の向上 学校評価の内容が、教職員で共有されるよう指導する。また、首席・指導教諭を活用して、ミドルリーダーを育成できるよう、指導主事計画訪問等でのヒアリングを行い、それらの内容を元に、各校の課題解決に向けての人事配置を行う。さらに、学校における各種教育の担当者を対象とした研修や会議を開催し育成を図る。	○
36 小中一貫教育の推進 教育フォーラムの開催や「守口市小中一貫教育推進のてびき ^(※37) 」を活用し、小中一貫教育についての学校・家庭・地域の共通理解を図り、全中学校区において小中一貫教育を導入する。	○
37 学校事務の効率化 学校事務の効率化を図るため、学校事務共同実施 ^(※38) の推進を図る。また、全教職員に配付されている校務用パソコンの有効活用が図れるよう、環境整備に努める。	○
38 国旗・国歌の指導 国旗・国歌の指導が学習指導要領に基づき、適正に行われるよう指導する。	○
39 多様な人材の活用 連携協力に関する協定書を締結している各大学及び市民団体等の協力を得て、各市立学校園に多様な人材を派遣する。また、企業やNPO 法人と協力し、授業が充実できるよう出前授業や人材の情報共有を行う。	◎

評価の根拠

◎の根拠について

39	例年行っている学校インターンシップや、出前授業を行うとともに、平成26年度には、大阪国際大学のキャンパス内において、学生主導による「大阪国際学園塾」を3期計19回実施した結果、市立中学校に通う中学生が34人参加し、講師の大学生や他校の生徒と英語による交流を行った。また、出前授業などの情報提供を適宜行うことにより、学校での活用が行われた。
----	---

○の根拠について

33	毎月開催の校長会で喫緊の教育課題についての情報提供や指示伝達を行いながら、校園長の指導力向上を図った。
34	全小中学校において学校ホームページや学校便り等での情報発信が行われ、学校支援地域本部と連携しながら環境整備や安全見守り等の取組みをすすめた。
35	各会議・研修会で、校内分掌で位置づけられた担当教員の参加による意見交流がなされ、その内容を各学校で活用している。また、学力向上推進教員会議や支援教育コーディネーター研修等を開催し、指導助言・情報共有を図った。また、全小・中学校に年4回の計画訪問を実施、担当指導主事によるヒアリングを行い、状況把握をし、指導助言を行うことにより、ミドルリーダーの育成、各校の組織力の向上を図った。
36	各中学校区で定期的な小中一貫教育の担当者会議を開催しながら、合同授業研究や合同研修の実施とともに、従来から実施されていた、中学校体験や合同清掃活動等の児童生徒間の交流の内容が、一貫教育の視点から深まっている。
37	学校事務支援センター(※39)を核として市教育委員会、学校の連携を図りながら、学校事務共同実施の確立を図ることができた。また、校務用パソコンを活用しての会議が行われるなど、事務の効率化がすすんだ。
38	各校において、社会科や音楽科等の学習を関連させながら指導するとともに、入学式・卒業式において、適切に取り扱った。

今後の方向性

◆校内分掌で位置づけられた各校の担当教職員を対象とした研修や担当者会議の計画的・継続的な開催、指導主事によるヒアリングを行うことなどにより、ミドルリーダーの育成を図りつつ、学校の組織力の向上に取り組んでいく。また、学校事務支援センターと学校との連携を図りながら、中学校区での学校事務共同実施や学校間連携による取り組みの共有化を図るとともに、校務用パソコンの活用促進のための環境整備により、学校経営の改善に努めていく。

図表及び注釈

※37【守口市小中一貫教育推進のてびき】：平成24年4月に策定した「守口市における小中一貫教育の基本的な考え方」に基づき、各中学校区がそれぞれに特色ある小中一貫教育をすすめていくために活用できるよう作成した冊子。

※38【学校事務共同実施】：守口市立小中学校の学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図り、学校事務における処理体制を効率化する。

※39【学校事務支援センター】：各中学校区ブロック及び個々の学校での学校事務の効率化や、職員の技能向上のための研修を企画するなど、市全体の円滑な事務が行えるよう支援、指導、助言等を行う（平成21年度より第一中学校内に設置）。

重点項目 13	担当課
13. 教職員の資質向上・研修の充実	学校教育課 教育センター
目標	
教育公務員としてふさわしい行動がとれるよう、教職員の資質の向上を図ります。さらに初任者等、経験年数の少ない教員の授業力向上を支援するため、研究授業の充実等、校内研修体制づくりを充実します。	
教育委員会の取組み	評価
40 法令の順守と教職員の資質の向上 体罰禁止や個人情報の適切な取り扱い等、教職員の服務にかかる新規採用教職員や講師を対象とした研修を実施する。校長会で服務にかかる校内研修を指示するとともに、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。	△
41 教職員の指導力の向上 評価・育成システムが適切に活用できるよう、事例演習を行うなど、研修の充実を図るとともに、指導が不適切な教員等を把握し、指導を行う。	○
42 教職員研修の充実 各校で実施された校内研修に、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。また、教育課題にかかる学校ニーズに応じた教職員研修を開催する。	○
評価の根拠	
○の根拠について	
41	評価・育成システムの活用はほぼ適切に行われ、その活用がすすんでいる。また、指導力に課題のある教員に対して、学校と教育委員会が連携して継続的な研修を実施し、教員の指導力向上に努めた。
42	人権教育、支援教育、キャリア教育、授業改善等の研修や府外への学校視察を含めた研修を開催し、のべ2,000名の教職員の参加となった。学力向上校の視察や授業のユニバーサルデザイン化の講師による模範授業等の研修を実施し、参加者が各校に持ち帰って他の教職員に伝えることにより、授業改善が行われた。
△の根拠について	
40	教職員の服務にかかる市教育委員会主催の研修及び校内研修を実施し、各校の教職員の意識向上を図ることができた。また、1校において、懲戒処分等にかかる事案が発生し、適切に対応したが、その未然防止については課題が残っている。

今後の方向性

◆教職員の服務に関する研修を行うとともに、学校訪問等により教育課題にかかる学校ニーズに応じた教職員研修の充実に努める。また、評価・育成システムの適切な活用を促すとともに、指導の不適切な教職員等については、早期に対応できるよう、学校と連携を密にし、改善に向けた支援と指導を行っていく。

図表及び注釈

42. 教職員研修の充実に関する参考図表

研修名	開催回数 (回)	対象人数 (人)
一般教職員研修（授業改善、集団づくり、教育相談、ICT教育・情報モラル教育等、今日的課題に対応した研修）	40	1,090
初任者・新規採用者研修	10	39
講師研修	1	31
10年経験者研修	2	25
学校事務職員研修	2	43
人権教育関係研修	4	103
支援教育関係研修	8	221
キャリア教育研修	1	30
教育課程研究協議会	4	96

《学校教育分野 基本方針4に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇地域とともにある学校、チーム学校など、今後の学校の在り方について、枠組みが大きく変化する方向が打ち出されつつある。そのような学校をどう経営するか、マネジメントの新たな力量を身につけることが、管理職にはもちろん、すべての教職員にも必要となっている。これらについて、教職員研修に欠かせない視点として認識する必要がある。

- ◇管理職、特にミドルリーダーと初任期の教員育成は、これからの守口の教育をさらに充実していく上で最も重要な課題であるという視点をもっと明示するべきである。また、そのような中堅教員の指導のもとで、日常的な教員同士のコミュニケーションや授業観察・評価等を行い、「わざ」の引き継ぎを行っていく必要がある。

<p style="text-align: center;">社会教育 基本方針 5</p>	<p style="text-align: center;">人・地域がつながる ～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～</p>
<p style="text-align: center;">方針目標</p>	<p>地域社会の連帯意識の希薄化、大人のモラルの低下、有害情報の氾濫等の課題がある中で、子どもたちの健全育成に向け、地域社会が一体となって取り組む教育コミュニティづくりが重要です。そのため、さまざまな人が共に子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもにかかわる組織づくりや活動のネットワーク化を促進・支援します。</p>
<p style="text-align: center;">重点項目</p>	<p>14. 地域ぐるみの活動の推進 51</p> <p>15. 家庭の教育力の向上 55</p> <p>16. 地域社会における人権教育の推進 57</p>

重点項目 14	担当課
14. 地域ぐるみの活動の推進	生涯学習課 スポーツ・青少年課 放課後こども課
目標	
<p>子どもたちが、学校を離れた生活の中で、さまざまな体験や交流を通して生き方を学んだり人間性を高めたりすることができるよう、家庭や地域の役割が一層重要になっています。そのため、青少年関係団体の指導者を確保し、その育成を図るとともに、現在各中学校区にある「中学校校区連携推進協議会」の活動内容や「もりぐち児童クラブ（※40）」事業を充実します。また、地域の財産である学校施設を、子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として積極的に開放し、それらの活動を担っていくボランティアや指導者を養成・支援します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
43 教育コミュニティの形成 中学校区連携推進協議会活動を充実させ、教育コミュニティ（※41）の形成に繋がるように、活動の企画や学校とボランティア間の調整等を行う地域コーディネーター（※42）の活動を推進する。	○
44 地域の教育力の向上 子どもの健全育成などの地域の教育力向上を目的として、地域で活動をしている「PTA」の組織活性化とさらなる実践活動の充実・地域との連携強化のため、活動を支援する。	○
45 もりぐち児童クラブ活動の推進 すべての児童が放課後等を安全で安心して過ごせる居場所として全小学校内に設置している「もりぐち児童クラブ」事業において、地域の方々に参画していただいて交流・体験活動を推進する。	○
46 社会教育委員会議の活性化 社会教育活動の一層の振興の観点から、社会教育委員会議で青少年団体協議会をはじめ社会教育関係団体の行事や補助金等のあり方を見直すため、府下市町村の動向を参考に検討をすすめる。	○
47 地域の世代間交流活動の促進・支援 各校区の野外活動や情報交換などを通じて、青少年育成指導員連絡協議会が主体的に指導者養成に取り組めるよう適切な情報の提供や活動への支援を行い、子ども及びこども会相互の交流・親睦が図れるよう、各種スポーツ大会の実施や、「こどもまつり」の充実に努める。	○

評価の根拠

○の根拠について

43	地域コーディネーター連絡会への連絡調整や、大阪府からの情報提供(スキルアップ研修会等)を行い、会員間の情報共有に努めた。
44	PTA 協議会など会員間の連絡調整や、情報の提供(スキルアップ研修会等)のほか、市 PTA 協議会主催の PTA 研究大会を開催した。活動を通して、各幼・小・中の PTA 相互の連携が図れ、共通課題に対する理解が深まった。
45	「もりぐち児童クラブ」事業の二つの機能である登録児童室及び入会児童室が一体となり、工作教室等の交流体験活動を地域の方々の協力を得ながら推進することができた。また、平成 26 年度は高学年の障がい児受け入れについて、先進自治体への視察等必要な調査を実施し、平成 27 年度からの受け入れ開始に向け、情報収集を行った。
46	平成 26 年度には2回の社会教育委員会議を開催し、社会教育関係団体の関連行事や、補助金のあり方の検討を実施した。
47	教育委員会と青少年育成指導員連絡協議会との共催でこどもまつりを開催し、約 13,000 人の参加があり、健全育成に向け、地域が一体となって、賑やかなこどもまつりを実施することができた。また、スポーツ大会は、こども会親善スポーツ大会・中学生スポーツ大会・こども会駅伝競走大会を実施し、各校区の親睦が図れた。

今後の方向性

- ◆地域コーディネーター連絡会への活動支援を通して学校・家庭・地域が協働し、子どもの教育や子育てに関わる中学校単位での「教育コミュニティ」の形成に努める。
- ◆「守口市 PTA 協議会」「公民館地区運営委員会」「青少年関係団体」等の組織活性化と、さらなる地域との連携が図れるよう活動支援に努める。
- ◆本事業は文部科学省及び厚生労働省の両省連携により策定した「放課後子ども総合プラン^(※43)」に沿った事業となっている。今後とも現行体制を維持し、参加児童が安全安心して過ごせる放課後の居場所づくりの充実に努める。
- ◆社会教育活動の一層の振興に資するよう、今後も社会教育委員会議を開催し、各関係団体のあり方等について引き続き研究していく。
- ◆青少年関係団体の活動を通じ、各種団体が新しい指導者の養成に取り組めるよう支援する。
- ◆小学生キックベースボール大会等、各種スポーツ大会を実施することで、子ども及びこども会相互の交流・親睦が図れるように努める。
- ◆「こどもまつり」を開催することで、地域の大人・青年・子どもの交流促進に努める。

図表及び注釈

44. ①青少年関係団体への支援に関する参考図表（青少年育成指導員連絡協議会主催）

各研修会	安全教育講習会 参加者数（人）	広報委員研修会 参加者数（人）	キックベースボール審判講習会 参加者数（人）
平成 26 年度	18	24	36 人参加
平成 25 年度	23	30	41 人参加
平成 24 年度	24	35	36 人参加

②各種スポーツ大会の実施についての参考図表（青少年育成指導員連絡協議会主催）

各スポーツ大会	こども会親善スポーツ大会※		中学生スポーツ大会	こども会駅伝競走大会	
	校区数	参加チーム数(男女)	参加チーム数(男女)	校区数	参加チーム数(男女)
平成 26 年度	15	29	38	17	34
平成 25 年度	18	32	40	18	36
平成 24 年度	18	34	39	18	36

※こども会親善スポーツ大会（教育委員会主催）

※40【もりぐち児童クラブ】：本市では、児童が放課後等に学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を育成し、児童の創造性・自主性及び協調性を育み、健全な成長発達を図るため、全市立 17 小学校で児童クラブ事業を実施しています。児童クラブ事業には、登録児童室（自主的で安全な遊び場の提供）と入会児童室（児童の安全確保と保護機能を持たせた生活の場の提供）の二つの機能があります。

※41【教育コミュニティ】：地域コーディネーター連絡会への活動支援を通して学校・家庭・地域が協働し、子どもの教育や子育てに関わる中学校単位でのコミュニティ。

※42【地域コーディネーター】：平成 13 年から平成 18 年にかけて大阪府が養成講座を実施。講座修了者が市内に約 30 名おり、中学校区で行事支援や情報交換、中学生のよみきかせ会などの行事を実施している。

※43【放課後子ども総合プラン】：平成 26 年 7 月に共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、文部科学省と厚生労働省の両省連携により、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型（同一の小学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの）を中心とした放課後子供教室（登録児童室）及び放課後児童クラブ（入会児童室）の計画的な整備等をすすめるため発表されたプランのこと。



もりぐち児童クラブの様子



キックベースボール大会の様子



こどもまつりの様子

重点項目 15	担当課
15. 家庭の教育力の向上	生涯学習課 公民館
目標	
<p>子どもの成長にとって、家庭生活は大切な基盤であり家庭の中での大人と子どもの関係をより豊かにすることで人間関係が育まれます。家庭は、常に子どもにとっての心の拠り所であり、特にあいさつ等の基本的な生活習慣、他人に対する思いやり、善悪の判断等、倫理観や社会的マナーを身につける重要な役割をもっており、教育の原点です。乳幼児期、小中学生期、思春期といった成長段階に応じた子育てに関する学習の機会と情報の発信を行い、あわせて親子が共にふれあえる場を提供します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>48 家庭教育支援の体制づくりと親学習の推進 家庭の教育力の向上を図るため、関係部局との連携を図りながら、情報の提供や親学習リーダー^(※44)の地域での活動支援を行う。</p>	○
<p>49 育児・子育てグループへの支援 子どもの成長段階に応じた講座・教室を、市生涯学習情報センターや公民館等で開催するとともに、育児・子育て世代のニーズにあった学習機会を提供する。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
48	守口親まなびの会 ^(※45) への活動場所の提供及び、大阪府教育委員会からの養成講座の研修情報等の提供を行い、活動支援に努めた。
49	育児や子育て中の親を対象に、成長段階に応じた学習や交流を目的に、「あそぼう広場 ^(※46) 」を7回、「ママのためのハッピー講座 ^(※47) 」を4回、「ママカフェ ^(※48) 」を7回開催した。また、絵本の読み聞かせや親子体操なども開催するとともに、子育て世代の親を対象に、大阪府教育委員会からの子育てに関する研修情報等の提供に努めた。



ママのためのハッピー講座の様子

今後の方向性

- ◆家庭の教育力の向上を図るため、守口親まなびの会への活動場所の提供や大阪府からの情報提供等の活動支援を行い、家庭教育力の向上に繋がるよう親学習の推進に努める。
- ◆守口市生涯学習情報センターや公民館等で育児・子育て世代のニーズにあった講座・教室を引き続き開催し、学習機会を提供する。

図表及び注釈

49. 育児・子育てグループへの支援に関する参考図表

講座名	開催回数(回)	参加者数(人)
あそぼう広場	7	330
ママのためのハッピー講座	4	48
ママカフェ	7	25

※44【親学習リーダー】：地域社会の人と人のつながりが薄れ、少子化がすすむ中、育児放棄や子どもへの虐待等危機的な状況が生じてきている。親と子の関わりや子育てについて大人たちが積極的に学び合う必要性から、地域社会で親学習活動の進行役（リーダー）となる人材の養成が急務とされ、大阪府が平成16年度～18年度の3年間に養成講座を実施し、約400名の方が修了した。また、平成26年度に8年ぶりに養成講座を実施し、約110名の方が修了した。

※45【守口親まなびの会】：大阪府教育委員会の「親学習リーダー養成講座」を修了した守口市在住の約10人のメンバーで構成。

※46【あそぼう広場】：スタンプ遊びや絵かき歌などの遊びを通して、親子のコミュニケーションやスキンシップを図る集まり。

※47【ママのためのハッピー講座】：子育て中の母親を対象として、乳幼児の体調管理や発達などを学び、語り合う集まり。

※48【ママカフェ】：子育ての悩みなど、子育て中の親の思いを語り合う集まり。参加者の悩みや課題に応じて、保育士等のゲストスピーカーを招へいしている。



あそぼう広場の様子

重点項目 16	担当課
16. 地域社会における人権教育の推進	生涯学習課 中央公民館
推進事項及び評価	
<p>市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現のため、人権に関する講座の開催や人権啓発研修会等を通じて、あらゆる偏見や差別をなくすよう、市民の人権意識の高揚を図ります。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>50 人権教育の推進 社会教育のすべての領域で、「守口市人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」の趣旨を踏まえ、人権及び人権問題に関する啓発、学習機会の提供等、人権教育を推進するため、人権問題に対応できる指導者の養成を図る。</p>	○
<p>51 成人基礎学習の実施 日本語の読み書きや計算等、基礎的な知識を深めるために、生涯にわたって学び続けることを望む人たちへ学習機会の提供を行うとともに、他市等との交流会の参加に努める。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
50	<p>守口市生涯学習情報センターで市(人権室)、大阪国際大学、同センターが共催の「e セミナー(※49)」を開催し、学習機会を提供することができた。また公民館では、大阪府教育委員会とともに障がいを越えて、地域の子どもたちが音楽を通じて交流する「絆プロジェクト(※50)」への協力や教育・男女共同参画学習会で「精神障がい者と共生する地域づくり」「大人の発達障がいを考える」講座を開催するなど、男女共同参画事業等を市民参画で企画運営するなど多くの取組みをすすめた。しかしながら、指導者養成の課題が残る。</p>
51	<p>週4日、成人基礎学習講座(※51)を「あけぼの教室」の名称で実施し、学習機会の提供を行っている。また、年1回開催の北河内識字日本語交流会に、あけぼの教室の生徒が参加し、他市の識字教室との交流を深めた。</p>
今後の方向性	
<p>◆人権問題の関心と理解をさらに深められるよう人権教育の推進に努めるため、守口市PTA協議会が実施している人権セミナー等に協力し、地域単位での指導者の育成を支援していく。</p> <p>◆引き続き、成人基礎学習の実施を行い、読み書きや計算等の基礎学習の場を提供し、より多くの市民の生涯学習活動支援に努める。</p>	

図表及び注釈

50. ①人権意識の高揚に関する参考図表

人権講座	開催数(回)	参加者数(人)
平成26年度	1	120
平成25年度	1	54
平成24年度	1	128

②eセミナー参加者数

eセミナー	参加者数(人)
平成26年度	141
平成25年度	150
平成24年度	98

③平成26年度 もりぐちeセミナー 会場:生涯学習情報センター ～女と男のエンパワーメント講座～

日 時	テ ー マ
10月2日(木) 14:00～15:30	「中高年における日常生活下での熱中症予防」
10月9日(木) 〃	「女性落語家奮闘記」
10月16日(木) 〃	「まれびと信仰 ーなぜ日本人はクリスマスを祝うのかー」
10月23日(木) 〃	「家族を守る遺言のすすめ」
10月30日(木) 〃	「子育ては人生を豊かにする ～双子×2組の子育てで学んだこと～」

51. 成人基礎学習の実施に関する参考図表

(単位:人)

	生徒数	うち	
		日本国籍	外国籍
平成26年度	14	7	7
平成25年度	22	9	13
平成24年度	27	15	12

※49【eセミナー】: eはequality(平等)・empowerment(能力強化)・even(対等)の頭文字。守口市・ムーブ21・大阪国際大学が共催して開催する男女共同参画講座。

※50【絆プロジェクト】: 国の助成金を財源として、公民館等地域の社会教育施設で、障がいのある子どもをはじめ、地域の子どもたちが共に活動する場や、様々な年代の人たちと交流する場を提供し、地域での障がい者理解を深める取組み。

※51【成人基礎学習講座】: 「あけぼの教室」の名称で、週4日(火～金)、午後5時～7時、教育文化会館で実施。教師2名。但し、金曜日については、午後3時～同5時、第三中学校で実施。

《社会教育分野 基本方針5に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇現在、各地で「放課後子供教室」と「児童クラブ（学童保育）」の連携を図るべく努力が続けられているが、両者の特質の違いから、あまりうまくいっていないところも多いと聞く。本市では、その連携がうまく取れているため、重要なモデルケースになると思われる。
- ◇各種講座において養成講座を修了した方に、リーダーとして活躍できる場の提供をすることで、より一層意欲を高めていただくとともに、一人でも多くの方に受講していただけるような施策を検討すべきである。
- ◇基礎的な教育を十分に受けることができずに、学齢期を超えた若者が増えつつあると言われているが、このような若者のニーズに応えるような「学び直し」の場が求められている。したがって「あけぼの教室」のような事業を、もっと増やしていけば、逆にそのようなニーズを発見することができることから、さらに当事業の充実を図ってほしい。
- ◇これからの学校づくりは、教職員だけがすすめるのではなく、地域コミュニティやボランティアなど、様々な活動を通じてサポートしてもらっている外部の方々の協力が不可欠である。こうした観点から、学校づくりの主体者として、一緒になって取り組むべきものである。
- ◇支援を要する家庭が増加傾向にあるなか、子育てに関する講座や、学習会などに参加できていない家庭へのアプローチ方法を検討すべきである。

<p>社会教育 基本方針 6</p>	<p>生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～</p>
<p>方針目標</p>	<p>少子高齢化がすすみ、時代が大きく変化していく中で、社会に参画できる機会と情報を提供し、市民一人ひとりが生きがいを見出し、豊かな心を育み、生きがいの持てる環境づくりに努めます。</p>
<p>重点項目</p>	<p>17. 生涯学習の推進 61</p> <p>18. 文化・芸術の振興 65</p> <p>19. スポーツ・レクリエーション活動の推進 67</p>

重点項目 17	担当課
17. 生涯学習の推進	生涯学習課 公民館
目標	
<p>学習する人の自発性を尊重するという生涯学習の基本にたつて、それぞれのライフステージに応じた市民一人ひとり学習への意欲をうながすと同時に、個人の学習の成果が、地域の「絆」の再構築となるよう働きかけます。</p> <p>また、生涯学習を推進していくため、市民協働の仕組みづくりをすすめます。</p>	
教育委員会の取組み	評価
52 学習機会の提供 守口市生涯学習情報センターや公民館等の社会教育関係施設においてライフステージに応じた講座・教室を開催し、市民のニーズにあった多様な学習機会を提供する。 さらに、時代の変化とともに市民の生涯学習に対するニーズは多様化・高度化していることから、大学・企業・各種団体やNPOなどとの連携を図り、学習機会の提供をめざす。	○
53 学習情報の提供 市民の生涯学習に対するニーズに応じた情報提供ができるよう、生涯学習情報センターと公民館等のネットワークを活用するなど、学習情報の収集・提供機能の充実を目指す。	○
54 生涯学習活動の支援 市民の自発的な生涯学習活動に対して、生涯学習援助基金助成金制度（※52）を活用して支援を行う。	○
55 ボランティアや指導者の育成・支援 生涯学習情報センターや、公民館等で活動するボランティア・指導者の養成と自主サークルを育成する。	○
56 地域活動への支援 地域の学習ニーズに沿った講座などを企画・実施する公民館活動推進委員会（※53）への支援を図る。	○
57 子どもの読書活動の推進 「守口市子ども読書活動推進計画」に基づき、市民の読書活動を推進するとともに、図書館機能を有する読書活動推進の拠点施設として、市生涯学習情報センターや文化センター等の蔵書の充実やレファレンスサービス（※54）に努める。	○
58 社会教育施設等の更新及び整備 施設の老朽化がすすんでおり、「社会教育関係施設更新の基本方針」に基づき、施設の環境整備に努める。	○

<p>59 生涯学習推進会議の活性化</p> <p>本市の生涯学習社会の実現を目的とし、平成 24 年度から平成 32 年度までの 9 年間で第 2 次守口市生涯学習推進計画の期間としており、3 年ごとに必要に応じて計画の見直しを行うため、推進会議を開催する。</p>	△
<p>評価の根拠</p>	
<p>○の根拠について</p>	
<p>52</p>	<p>守口市生涯学習情報センター等で、乳幼児を対象とした「おはなし会」等の実施から高齢者を対象にした拡大読書機講習会の開催など幅広い講座、教室を開催し、市民の多様化する学習ニーズに対応した。また、公民館でも「平和講座」や「地方財政」、「環境講座」など現代的な課題にも取り組んだ。また、守口市生涯学習情報センターで大学と連携した市民向けの講座「もりぐち e セミナー」を開催し、学習機会の提供に努めた。</p>
<p>53</p>	<p>守口市生涯学習情報センターが中心となり、守口文化センターや各公民館とのネットワーク化により、図書情報やサークル、講座などの生涯学習情報などの提供に努めることができた。また、利用者が直接図書の蔵書検索や予約ができるシステムの導入を実施した。</p>
<p>54</p>	<p>平成 26 年度は申請が 2 件であったが、ともに交付の決定をした。【申請内容は下記図表を参照】</p>
<p>55</p>	<p>公民館では絵本の読み聞かせボランティアの養成講座を東部公民館で実施し、新たなボランティアグループを養成した。また、これまで養成してきた他のボランティアグループも含め、活躍できる場として、児童クラブや保育所、児童センター、市民保健センター等に派遣し、絵本ライブ、絵本の読み聞かせボランティア交流会を開催し、グループの育成に努めた。また、生涯学習センターにおいても子どもから一般までを対象にしたボランティアの養成講座を開催した。</p>
<p>56</p>	<p>活動推進委員会では、地域住民のニーズにあった歴史・文学などの教養講座や料理・手芸などの趣味生活講座が開催された。【申請内容は図表を参照】</p>
<p>57</p>	<p>「守口市子ども読書活動推進計画」にもとづき、保育所、児童クラブ等で「おはなし会」を 20 回開催した。守口市生涯学習情報センターでは図書館サポーターを配置する等レファレンスサービスの充実に努めた。</p>
<p>58</p>	<p>平成 26 年度は、8 月から守口文化センターの外壁全面改修工事を実施。また、12 月からは守口市生涯学習情報センターの外壁改修工事を実施し、施設の環境整備に努めた。</p>
<p>△の根拠について</p>	
<p>59</p>	<p>生涯学習推進会議を平成 26 年 8 月に開催した際、推進計画書は平成 25 年 2 月に策定しており、参加委員から、初回の見直しについては平成 26 年度の実施報告も加えて検証をする方が望ましいとの意見から、今年度の推進会議は、現状の確認と今後のすすめ方の説明にとどまった。</p>

今後の方向性

- ◆守口市生涯学習情報センター、守口文化センター等の社会教育教育施設において、人生の各段階に応じた幅広い講座・教室等を開催することで学習機会の提供を行い、市民の多様なニーズに応えられるよう努めるとともに、大学・企業・市民団体・NPO等の多様な団体との連携を通して、新たな市民向けの講座等を企画し、市民の生涯学習活動の支援に努める。
- ◆大学・企業・市民団体・NPO等の多様な団体との連携を通して、さまざまな市民向けの講座等を開催し、市民の生涯学習活動の支援に努める。
- ◆平成27年4月からのサービスを目指し、自宅のパソコンや外出先のスマートフォン等から蔵書検索や予約が可能となる図書管理システムの利用拡大に努める。
- ◆引き続き生涯学習援助基金助成事業を継続実施し、生涯学習活動の推進が期待出来る事業や活動に対して助成金を交付していく。
- ◆第2次守口市子ども読書活動推進計画の策定も視野に入れ、さらなる市民サービスの充実と子ども読書活動の推進に努める。
- ◆今後とも、「社会教育関係施設更新の基本方針」に基づき、市民がより利用しやすい施設の更新及び整備に努める。
- ◆平成27年度は、第2次市生涯学習推進計画の進捗状況の評価と見直しに努める。



図表及び注釈

52. 学習機会の提供に関する参考図表

公民館主催講座	講座数 (講座)	参加人数 (人)
平成 26 年度	115	3,604
平成 25 年度	134	3,602
平成 24 年度	112	3,969

54. 生涯学習活動の支援に関する参考図表

生涯学習援助基金活動助成事業制度	交付申請件数 (件)	交付件数 (件)	交付額 (円)
平成 26 年度	2	2	230,000
平成 25 年度	6	5	389,340
平成 24 年度	4	4	310,760

平成 26 年度 交付団体名及び事業名	交付額 (円)	交付対象経費
アーリーバード守口 「みんなで歌おう童謡－唱歌－歌曲」	130,000	講師謝礼
大阪国際大学 村田隆志セミナー 「室戸台風 80 年展」	100,000	印刷費、発送費
2 件	230,000	

56. 公民館活動推進委員会に関する参考図表

活動推進委員会 企画講座	講座数 (講座)	参加人数 (人)
平成 26 年度	119	3,473
平成 25 年度	146	4,264
平成 24 年度	144	4,081

※52【生涯学習援助基金助成金制度】：事業の実施により、他の団体や市民の学習意欲を高め、生涯学習活動の推進が期待できる事業や活動に対して助成金を交付する制度。

※53【公民館活動推進委員会】：地域の方が住民の要望に即した講座等を行い、市民の教養の向上、健康の増進を図り、地域及び公民館の活性化に寄与する目的で設立。

※54【レファレンスサービス】：図書関連施設利用者が、学習・研究・調査を目的として、必要な情報・資料などを求められた際に、図書職員が情報そのものあるいは、そのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによって利便性を高めることができるサービス。

重点項目 18	担当課
18. 文化・芸術の振興	生涯学習課
目標	
<p>心豊かで潤いのある市民生活を実現させるため、文化・芸術に接することができる機会の拡充と内容の充実を図り、文化・芸術活動を行う市民、団体等とそれぞれの役割を明確にしながら連携・協働し、ともに本市の文化・芸術を振興してまいります。</p> <p>また、本市の文化財を保存・継承するため、引き続き、文化財の調査・研究をすすめます。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>60 文化・芸術活動の推進</p> <p>守口文化センターや生涯学習情報センター等で行われる文化・芸術活動の情報提供の充実及び、文化・芸術に触れる機会と場を提供し、市民サークル等の活動に対する事業支援を行うとともに、市内の文化・芸術団体等と連携・協働しながら市美術展覧会等の事業を展開していく。</p>	○
<p>61 現代南画の普及・促進</p> <p>平成 25 年 12 月末で閉館した現代南画美術館の所蔵作品を市生涯学習情報センターに移管し、同センターを中心に南画の普及・促進に努める。</p>	○
<p>62 文化財の保存と活用</p> <p>市民の文化財への愛護意識を高めるため、文化財展や講座を開催するとともに、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」の活用をはじめ、市内の歴史的資料については、大阪府などの関係機関に働きかけ文化財としての価値を高める方策に努める。また、文化財マップやぶらり歩きマップを活用し、引き続き文化財の魅力や情報を市内外へ情報発信に努める。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
60	<p>守口文化センターと生涯学習情報センターで行われる催し物情報などを掲載した「情 show 気流」やホームページによる周知により、文化・芸術の情報提供を行い、また、「土曜ステージ」などにおいて開催した文化・芸術活動のイベントを実施した。さらに、市総合美術協会との共催で「市美術展覧会」、市文化協会の主催で「市民文化祭」を開催。市民の自主的な文化・芸術活動を奨励するため、後援名義を通して、文化・芸術団体の支援に努めた。</p>
61	<p>守口市生涯学習情報センターの1階ギャラリーや回廊部分での展示をはじめ、4階イベントホールにおいて、日本南画院の協力のもと大作展を開催することで、南画の普及・推進に努めた。また、守口市役所本館2階の廊下で、1年を通じ作品(10号以内)の展示を行った。</p>

62

文化財展や古文書講座、もりぐち歴史館での企画展を通じ、市民の文化財愛護意識を高めつつ、さらなる文化財の価値を高めることに努めた。また、市文化財保護審議会の答申を受け、平成 27 年 3 月に中西家文書を市指定文化財に指定した。また、文化財マップやぶらり歩きマップを希望する市内の小中学校へ配付し、授業で郷土に関する授業を実施するなど、活用を図った。

今後の方向性

- ◆市美術展覧会については、今後とも市総合美術協会との共催で開催し、「市民文化祭」については、市文化協会と協力をしながら開催し、文化・芸術活動の推進に努める。
- ◆引き続き、守口市生涯学習情報センター等で現代南画の展示をし、市民や施設利用者に向けて現代南画の普及・促進に努める。
- ◆国の「登録有形文化財制度」等の活用も視野に入れ、調査や情報収集を図りつつ、さらなる文化財の保存と活用に努める。

図表及び注釈

60. 文化・芸術活動の推進に関する参考図表

市美術展覧会	出品数(点)	入選数(点)	入場者数(人)	会場
平成 26 年度	385	229	1,117	生涯学習情報センター
平成 25 年度	377	242	1,219	〃
平成 24 年度	399	229	1,136	〃

市民文化祭	出演団体(団体)	展示団体(団体)	入場者数(人)	会場
平成 26 年度	12	7	500	守口文化センター
平成 25 年度	6	7	350	生涯学習情報センター
平成 24 年度	9	7	450	〃

61. 現代南画の普及・促進に関する参考図表

「現代南画ミュージアム」 会場：守口市生涯学習情報センター 1階ギャラリー	
開催日時	テーマ
平成 26 年 5 月 2 日(金)～6 月 30 日(月)	「現代南画の涼やかなる世界 ～新たな場所で輝きの季節に～」
平成 26 年 7 月 3 日(木)～9 月 30 日(火)	「もりぐち現代南画どうぶつえん ～墨で描かれた動物たち～」
平成 26 年 10 月 2 日(木)～12 月 26 日(金)	「空の高みに輝いて ～描かれた月と月光～」
平成 27 年 1 月 4 日(日)～4 月 2 日(木)	「自然の営みと発展への歩み」

重点項目 19	担当課
19. スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・青少年課
目標	
<p>多様化するスポーツ・レクリエーション活動の要望に応えるため、スポーツ指導者の協力を求め、あわせて体育施設を効率的に活用することで、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進します。</p> <p>また、スポーツの日常生活化をめざすために、スポーツ推進委員（※55）との連携を図りながら市民スポーツ・レクリエーション大会、各種スポーツ教室及び講習会等を開催し、市民の健康や体力の保持増進に努めるほか、家族で楽しめるニュースポーツの普及・促進を図ります。</p>	
教育委員会の取組み	評価
63 学校体育施設等の有効活用 スポーツ・レクリエーション活動の場として、地区体育館や学校体育施設を効率的に活用する。	○
64 ニュースポーツの推進 だれでもが気軽にできるニュースポーツ（十数種類）を普及するため、ニュースポーツ講習会の実施や、ニュースポーツ大会として、スポーツレクリエーションフェスティバル（シャフルボードやスリータッチボール）及びジョイスポーツもりぐち（ペタンク）を開催する。	○
65 団体の活動支援 多様化するニーズに応えるため、指導者研修会などの団体支援を行い、スキルの向上を図る。また、市民の主体的な運営による「総合型地域スポーツクラブ（※56）」の活動を支援していく。	○
評価の根拠	
○の根拠について	
63	体育施設の活用については、小・中学校（梶・錦中学校の夜間グラウンド）の体育施設や府立高校（芦間・守口東・淀川工科高等学校）の開放事業を実施し、効率的な活用を図ることができた。
64	ニュースポーツ講習会（地区体育館）や、スポーツレクリエーションフェスティバル（市民体育館）及びジョイスポーツもりぐち（市民体育館・市民球場）の開催や、ニュースポーツ用具の貸出し事業などを実施した。
65	スポーツ推進委員や生涯スポーツディレクター（※57）など、指導者を対象とした講習会を継続的に実施した。また、総合型地域スポーツクラブについては、スポーツ大会や体験スポーツ教室などを積極的に開催し、自主的・主体的な運営を行っている。

今後の方向性

- ◆学校体育施設等の有効活用を図り、利用希望団体のニーズに応えられるよう努める。
- ◆市民の体力の向上及び健康の保持増進に資するため、さらにニュースポーツの普及・促進に努める。
- ◆指導者の確保と育成の支援を継続し、地域社会に根ざしたスポーツライフの形成に努める。

図表及び注釈

63. 体育施設の有効活用に関する参考図表

施設開放事業 利用者数	小学校体育施設開放（日・祝）		中学校体育施設開放（夜間照明）	
	運動場（人）	体育館（人）	梶中学校（人）	錦中学校（人）
平成 26 年度	61,667	26,597	5,522	4,067
平成 25 年度	45,538	13,231	5,450	3,526
平成 24 年度	66,889	12,992	5,675	4,355

64. ニュースポーツの推進に関する参考図表

ニュースポーツ講習会	ブロック	開催数（回）	参加者数（人）
平成 26 年度	東	5	110
	中	8	167
	南	6	122
	計	19	399
平成 25 年度	東	5	143
	中	8	208
	南	6	137
	計	19	488
平成 24 年度	東	4	115
	中	8	197
	南	6	156
	計	18	468

スポーツレクリエーショ ンフェスティバル	シャフルボード大会		スリータッチボール大会		カローリング大会	
	チーム数	参加者数(人)	チーム数	参加者数(人)	チーム数	参加者数(人)
平成 26 年度	32	64	16	56	—	—
平成 25 年度	23	46	16	68	—	—
平成 24 年度	30	60	—	—	21	55

※カローリング大会は平成 25 年度よりスリータッチボール大会に変更

ジョイスports守口	ペタンク大会		グラウンドゴルフ大	ふれあいゲーム
	チーム数	参加者数(人)	会参加者数(人)	大会(人)
平成26年度	雨天中止		188	420
平成25年度	40	120	146	400
平成24年度	24	71	174	470

65. 団体の活動支援に関する参考図表

指導者講習会	開催回数(回)	参加者数(人)
平成26年度	1	37
平成25年度	2	72
平成24年度	2	72

※55【スポーツ推進委員】：スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導など、その他のスポーツに関する指導・助言を行うために教育委員会が委嘱した者。

※56【総合型地域スポーツクラブ】：生涯スポーツ社会の実現を図るため、地域住民による自主的・主体的な運営で、地域を拠点とし、子どもから高齢者まで誰もがさまざまなスポーツに参加できるスポーツクラブ（守口小学校区を中心として実施）。

※57【生涯スポーツディレクター】：レクリエーション協会公認の生涯スポーツを推進する指導者。



もりぐちスポーツレクリエーションフェスティバルの様子(シャフルボード)

《社会教育分野 基本方針6に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇守口市生涯学習情報センターや守口文化センターのように、指定管理者制度による運営をしている施設について、効果的に運営できているかという観点からの点検を通じて、今後さらに発展できるようにしてもらいたい。
- ◇「守口市子ども読書活動推進計画」における学校や学校図書館の占める役割は大きいので、図書館機能を有する施設とどのように連携していくかが極めて重要になってくる。
- ◇文化・スポーツ・読書活動など、社会教育分野は常に学校教育と深い繋がりがある。地域活動においても学齢期のこどもたちが、異なる年代の大人たちとふれあうことで、生きる力やコミュニケーション能力を培う場となることから、両分野とも推進していくことが望ましい。

《点検・評価全体に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇報告書全体の記載方法については、目次の見やすさ、評価対象以外の教育委員会の取り組みを詳細に記述する項目の追加、各重点項目のシートの標準化、見開き2ページ形式、図表、写真、注の表記など、市民や保護者にとって分かりやすくするような配慮が随所にみられ、年々改善されている。また、昨年度指摘をした、項目数をしぼりこむなど整理をすべきという点に関しても、類似する項目を統合するなどして、総項目数を可能な限り精選するなど、教育委員会が行う改善への取り組みに対して評価できる。
- ◇点検評価報告書の役割は、教育委員会が自ら前年度の教育行政を振り返る自己点検という側面と、市民、保護者、地域の方々など、外部への情報発信、理解と協力へのツールとして役立てるべきものという側面がある。今後は成果のみならず、課題や問題点も十分に記載するよう記載方法を改善する必要がある。
- ◇点検評価報告書には、守口市独自の施策や力を入れている取り組みをもっと積極的に記述すべきである。
- ◇学校教育分野における記述内容については、教育関連会議や研修実施の回数などの状況記述が多く、一般的な表現が多く見受けられることから、現状と課題を具体的に記述して知らせるよう、記載方法にさらなる工夫が必要である。

- ◇評価の根拠欄については、達成できた成果の記載、課題がある場合における事象の背景や原因の分析と改善の方向性をもっと盛り込んで記載すべきである。
- ◇教育行政をすすめるにあたって、教育の内容、制度、システム、在り方など大きな変化が予想される中、これからの対応についての記載を検討する必要がある。
- ◇教育委員会の取組み項目における評価で、特に△・×を付した項目については、具体的な対策の記載など、今後の取組みに繋がるような記載方法を検討すべきである。

